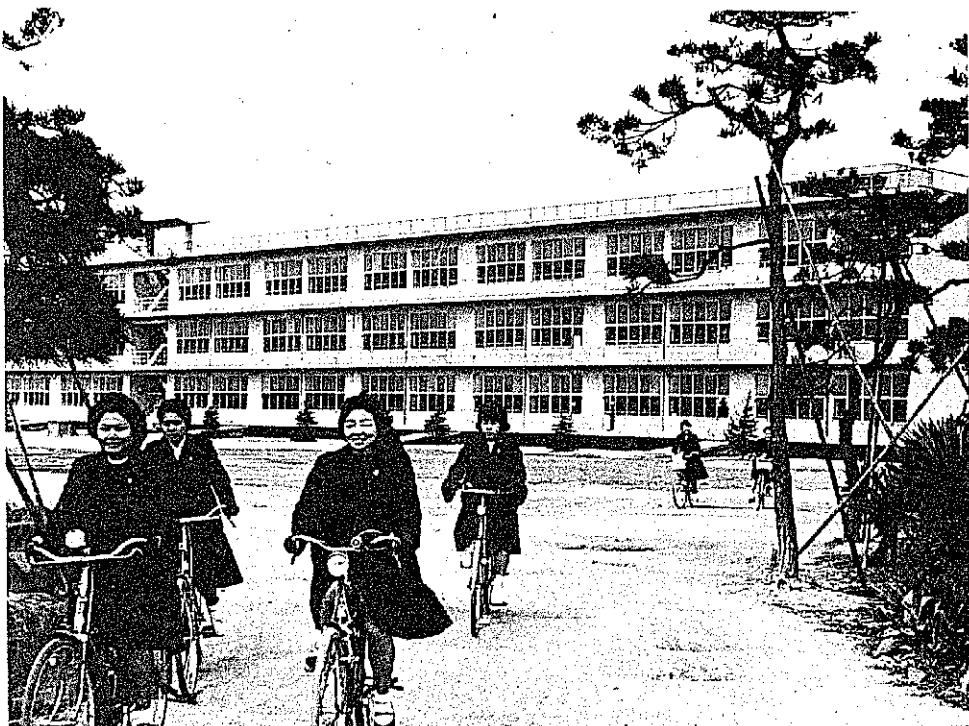


第十五章 教育・文化



施設整備がすすめられる県立高等学校

第十五章 教育・文化

一 概 説

(一) 教育改革の基本

日本の教育制度の二大改革として、明治維新における明治五年の学制発布と、戦後における昭和二十二年の教育基本法・学校教育法の制定がある。学制発布は教育の普及を目標とした学制の創設であり、戦後の改革は強力な国家統制から脱皮した民主化教育の確立をはかったものであった。

明治維新の諸制度の創設と教育の普及策によって、行政制度は目まぐるしい変遷をみせたが、おくればせながら列強に伍して国際線上に並び、さらに急速に優者への道を目指したため、中央集権化・軍国主義化・国粹主義化の方向をとることとなり、教育の体系も、明治以後の国家主義の潮流の中で、次第に複雑化していく。

この国家権力の統制による教育から、戦後は民主化教育へと百八十度転回することとなつたが、これは、連合軍総司令部(GHQ)の至上命令による教育管理政策によるものであった。

戦後日本の諸制度の民主化は、連合国を代表する米国の日本管理政策が敗戦国日本に対する至上命令となつて、しかも余裕を与えぬスピード

要求で改革を早めていった。なかでも、最高法である日本国憲法(二十一年十一月三日公布)は、その精神と内容において旧憲法とは根本的な変革をみせた。

特に、旧憲法では、教育関係事項の規定が何らなされていなかったのに対し、新憲法では学問の自由、教育の機会均等、義務教育の無償などの基本的事項を明白に規定した。これによって教育、学問における基本的事項をまることは、すなわち国家の基本原則であるということを明示した。

そして新憲法が示している日本教育の基本をさらに押し広め、あらゆる教育の分野にわたってその目的と方針の基本を示したもののが教育基本法である。この基本法は、まずこの制度の意義を前文三項で明示し、第一、二条の教育の目的と方針のうちに、新教育の理念を盛り込んでいる。

教育憲章と呼ばれる基本法の一項目を、具体化した諸教育法規中で、学校体系を一新し(六・三・三・四制)、教育の民主化と機会均等の精神とを具現した学校教育法が、基本法と同時に制定された。

この法律では、学校を、小学校・中学校・高等学校・大学・盲学校・聾学校・養護学校および幼稚園と規定した。

学校教育法では、旧制度でみられなかつた男女共学制や、從来唱導されながら実現し得なかつた八年の義務教育制が、九年制の義務教育年限延長として実現し、高校・大学の夜間制、夜間または特別の時期を利用

した定時制、通信利用による通信教育制を法的に認める等、幅広い新制度を採用した。ことに、終戦までの複雑な学校体系が、今回の改革により単線型となつたことは、義務教育の年限延長と併せて注目される。

すなわち、今までの学校制度は、小学校教育はすべての児童にひとしく課されていたが、中等学校以上の段階になると学校教育は複線的な系列に分かれていた。そこでは、小学校教育を修了した者は、中学校、高等女学校の学校系列に進学するか、実業学校の学校系列に進学するか、あるいは高等小学校の学校系列に進学しなければならなかつた。

これらのコースのうち、制度上でも、事實上でも、順当に高等教育の諸学校に進学する道が開かれていたのは、中学校、高等女学校のコースに限られていたといつても過言ではない。したがつて、実業学校の学校系列を経て、高等教育の諸学校に進学したものが高等教育の諸学校に進学する道は、小学校の学校系列に進学したものが高等教育の諸学校に進学する道は、師範学校の場合以外は、全くふさがれていた。

しかも、青少年の大多数は、この学校系列を選ばなければならなかつたのである。このような複線的な学校系列が、その背景となつた終戦前のわが国の固有の社会事情と影響しあつて、系列間や学校間の格差なし格差縮を深くしていた。このような複線的な学校系列を改めて、単線的な学校体系を実現したものが、六・三・三・四制である。

翌二十三年、学制改革による新制高等学校が発足して間もない七月十五日、教育委員会法が制定公布された。これは教育行政の民主化であり、地方分権化があるので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律とともに、次項で述べることにする。

その後、改革された単線型の学校体系に、三十六年六月学校教育法の

一部改正で、三十七年四月から高等専門学校の創設が追加された。これは経済の高度成長に伴つて、工業技術者の養成増加の必要が各方面から要請されたことによるものであつた。修業年限を五年としたこの種の高等専門学校は、高等学校の三年制を単に二年延長したというような性格ではなく、五年間一貫した専門教育を行つて、高等技術者の養成をそのまま目的とするものであつた。三十七年佐世保工業高等専門学校等の創設以来、四十二年に商船、四十六年に電波の各国立高校が高等専門学校に昇格して、準複線型の学校体系となつた。

これまで述べた根本的法制を背景として、戦後の教育改革の足跡をみると、およそ占領期と独立回復以後との二期に大別される。

(二) 占領期(二十年八月)～二十七年四月)

占領期は、連合国軍管理政策遂行上の障害事項排除期(二十年)と、民主化教育制度の準備期(二十一年)、そして新教育体制の実施期(二十二年以降)という三期に分けられる。

占領軍管理政策の障害排除期(二十年)

まず、二十年の主な動きをまとめると、次のとおりである。

八・一五 太田耕造文相、全国教職員学生生徒に対し焦土の上に國力を復興するよう激励

八・一八 前田多門文相、科学教育等に基礎科学、人文、科学の育成に努力する政策発表

九・九 同文相、青年学生に対し、人文科学の要、国際主義、人権尊重を強調

九・一五 文部省、「新日本建設の教育方針」で、個性完成、文

化国家建設強調

九・二四 G H Q、日本管理政策発表

一〇・五 戰時教育令廢止

一〇・一二 G H Q、日本人の再教育指令、教育關係者、教科目、教材等制限指令

一〇・三〇 G H Q、軍國主義國家主義教員官吏追放指令

一一・一五 國家神道、神社神道に対する政府の支援保証排除指令

一一・三一 修身、日本歴史、地理停止指令

敗戦の現実に自信を失った国民に対し、教育による国家の再建をめざして、政府は十月十五、六の二日間、地方教育關係の代表者を集めて「新教育中央講習会」を開いた。本県では、十一月にその伝達講習会を開き、翌十二月中に各学校ごとに受講出席教員から伝達させて、民主主義教育の理念を浸透させることに努めた。

また、軍國主義、國粹主義教員の教壇追放は、自發的な依願退職の形式的処置が多く、教育と神道との分離と併せて二十一年三月末日で、一応の終止符を打った。

一方、G H Qによる管理政策の網はくまなく張られ、障害物は次から次へと排除されていった。当時、國民学校の教科書の中から、管理政策に反する箇所は、黒々と墨の棒線が引かれて削除された。それは、図書館備え付けの地理、歴史の大系や全集物にもおよんで線が引かれた。これまで教科書として取り扱いを大切にと説いてきた教師や父兄の目には、異様に映った。こうして管理政策の地ならしは進んだ。

民主化教育制度の準備期（二十一年）

次に、改革第二期の民主化教育制度の準備期に当たる二十一年の主な

動きは次のとおりであった。

△印は本県事項

一・九 G H Q、米本国に教育使節團派遣要請、日本に日本教育家の委員会設置指令

二・八 日本側委員会結成（南原東大総長ほか二八人）

三・六 米国教育使節團ストダート团长ら二七人来日

三・三 米使節團報告書をG H Qに提出

四・一 △佐賀県学校教育委員会設置

四・七 使節團帰国、報告書公表、マ元帥声明發表

五・六 教職員の除去就業禁止復職等制定

五・一五 文部省、新教育指針發表

六・二九 G H Q、地理科目再開覺書交付

八・一〇 教育刷新委員会官制制定

八・一七 △佐賀県教職員適格審査委員会初開催

一〇・九 文部省、男女共学実施指令

一〇・一二 G H Q、日本歴史再開覺書交付

一〇・一〇 文部省、「くにのあゆみ」發行

一一・四 吉田茂内閣、六大政綱に教育制度の刷新を擧げる

G H Qも手広い改革を軍人だけで進めることは無理だとして、本国に税制・警察・教育などそれぞれの専門家の使節派遣を要請した。そして日本政府に、「日本教育家の委員会」結成を要求した。両者は十有余回の会合を重ね、使節團は日本教育の欠陥として、特に個人の価値と尊厳の承認の欠落を挙げ、諸勧告を行った。

次いで出された文部省の新教育指針は、二部編からなり、第一部はさら

に前、後編に分られ、新日本建設の根
本問題（前編）と、

建設のための教育の

重点（後編）を示し、この理論の上に
実際指導の力点（第二部）を示したもの

であった。これは使節団報告を主体にして、日本側委員の報告と、当時の日本の

情況とをみつめた上で、打ち建てられた指針であった。しかし、この指針は、具体的なものでなく、この主旨を体して、明日の教育を思索し、教師の個性特性に従って、教育指導の創造を期待するという立場から述べられた思索的参考指針であった。

教育刷新委員会は、先の「日本教育家の委員会」が改組発展したもので四九人から成り、特別委員会二一部を擁し、内閣の諮問機関として教育改革実施の原動力となり、教育改革に取り組んでいった。

県は、学校教育の刷新向上をはかる方針のもとに、二十一年四月一日知事の諮問機関として、県学校教育委員会を設置した。委員は、国民学校および青年学校では郡市別ごとに、中等学校（現中学、高校を含めたものに相当）では学校種別ごとに選出させて組織した。

教職員の適格審査は、G.H.Q.の指令を基に進められた。本県では、審

教職員適格審査						
関係機関	審査数	追放該当	保留	適格者		
国 民 学 校	3,571	32	5	3,534		
青 年 学 校	1,185	31	11	1,143		
中 等 教 育	900	26	18	856		
教 育 関 公 人	32	3	0	29		
新 探 希 望 者	15	1	0	14		
	2,245	12	0	2,233		
計	7,948	105	34	7,809		

注：(1) 資料は昭和24年版佐賀県年鑑

(2) 21.8.17～22.3.31の学制施行までの分

(3) 第1回審査 21.8.17

改組第1回審査 21.12.26

(4) 審査委員数は5人

査總員七、九四八人中、不適格者一〇五人、適格者七、八〇九人となり、残り三四人は判定条件に疑義があるとして中央に照会等のために、年内には未了となつた。適格審査は、その後もわが国が独立を回復するまで続けられた。

こうして、二十一年が暮れようとする十二月二十七日、教育刷新委員会は社会科の新設を建議し、三十日には文部省から六・三・三制の採用決定が発表されて、ようやくこの年は終わった。

新教育体制の実施期（二十二年以降）

第三期の二十二年に入ると、教育基本法と学校教育法の二法が公布施行されて、新教育の方針とその具体化がはかられることになった。この新学制発足の二十二年の主な動きは次のとおりである。

（注）△印は、本県事項

三・一 △佐賀県新学制実施準備協議会設置

三・一五 △佐賀市内国民学校長会、男女共学実施申し合わせ

三・二〇 文部省、學習指導要領（国基準）一般編發行

三・三二 教育基本法公布施行、学校教育法公布

四・一 学校教育法施行、六三制実施、市町村国民学校を市町

村立小・中学校と改称

四・二一～二五 △小・中学校教員大異動

五・三 △市町村立新制中学校開校一三四校

八・一 教科等研究委員会設置

九・二 社会科授業開始

新学制の施行を前にして、本県では二十二年三月十一日、前年から設置していた学校教育委員会を発展させて、県新学制実施準備協議会に改

組した。

事務局は、当時の教育民生部学務課におき、各都市別に設けた新学制実施準備協議会から選出された委員二十人で構成した。男女共学や小学校と中学校の併設の実施など、終戦後日なお浅い時代に、混乱なく新しい教育制度の実施が進行したのは、こうした布石があったからである。

二十二年四月一日、昭和十六年四月以来の市町村国民学校が市町村立小学校と名称を変更した。

そして翌五月三日、記念すべき新憲法の施行と同じ日に、県下一三四の新制中学校が発足したことで、名実共に新学制の第一段階を踏み出した。

しかし、新制中学校のほとんどが小学校に併設された。この事実は明治当初の小学校創設が、寺院や民間の大きい住宅の一部を借用して発足したことと軌を一にしている。

また、戦争に疲弊した国の財政を預かる大蔵省や、財政の伴わない行政のあり方を憂えた文部省が、二十二年の新学制実施になかなか踏み切れなかつたというが、明治五年の学制発布を当時の大蔵省が時期尚早説を唱えて済つたことを想起させる。

学習指導要領は、従来、国が定めて守らせてきた教授細目と異なつて、学習指導の基準となるところを国が示しただけのもので、その運用は学校現場や指導者そのものに任せることになった。

社会科は、終戦前から新設教科目「公民科」として練られていたが、

GHQの指令に基づき、修身・地理・国史が授業停止、国家神道・神社・神道と教育との分離などが行われ、従来の、国家至上主義の觀念を植えつけた国史、侵略主義を図示した地理の各科目がともに忌避されたた

め、これらの教科を公民科に含めて新しく社会科とした。当時幅広い社会科の取り扱いには、教授者も戸惑つたというのが眞相であった。

こうして新学制は発足しても、施設設備は物資難の時代だけに不十分であり、教科書は不足し、新教科の取り扱い方も不慣れ、新教育の講習会の出席は欠かされない、食糧の絶対不足から短縮授業をせざるをえない等が重なり、新教育制度の門出は苦難に満ちたものになつた。

二十三年四月一日、新制高等学校が発足し、この発足に当たつても、県では、同年一月の三学期当初から、新制高等学校設置準備協議会を結成して備えた。そして四月一日、県立の全日制二二一、併設の定時制一八、私立の全日制三、計四三校が発足した。また、八月十五日には県立佐賀第一高校（現佐賀西高校）に通信教育部を設けて開講した。

九月からは、新制高校での初のこころみとして一部の教科について、男女共学を実施した。

七月には教育の地方分権化をはかった教育委員会法が公布施行され、十月は初の県教育委員の選挙が行われ、十一月一日県教育委員会が発足した。十一月一日、県教育委員会事務局も機構を備えて発足した。

二十四年になると新制大学が発足し、五月一日国立佐賀大学も開学した。そのほか、新制大学が発足するにあたり、組織、施設、設備が不備なものの処置について検討の結果、同二十四年五月学校教育法の一部を改正して、翌二十五年四月から短期大学として発足させることになった。

また、一月には教育公務員特例法（特例法）が公布施行され、五月三十一日には教育職員免許法の公布をみ、九月一日から施行された。

特例法が制定されたのは、国立学校に勤務する教員は国家公務員（國

家公務員法・二十二年制定)、公立学校に勤務する教員は地方公務員(地方公務員法・二十五年制定)としての身分を有しながらも、その専門的職種や職務遂行と責任の特殊性から、法の特例を設けてその身分等を保障する必要に基づくものであった。免許法は教員の資格付与条件を定めたもので、訓導・養護訓導は教諭・養護教諭、養護婦は養護助教諭、従来の幼稚園の保母も教諭とそれぞれ改訂された。免許法は、学科ごとに一定の単位修得を必要とし、新体制の教員養成を目指して相当高い単位基準となっている。この単位基準は、新大学卒の学力基準ということであったため、従来の師範学校、中学校、高等女学校卒は資格相当の単位を必要とするので、現職教員のための認定講習が開かれた。この講習は科目別の講習とあって、全教科にわたって全員が終了したのは三十年であった。

一方、中央の教育改革の推進力であった教育刷新委員会は、二十四年六月一日教育刷新審議会となつて建議と答申に努めた。また、學習指導要領制定に当たつた教科等研究委員会も、同年七月十八日に教育課程審議会と改称した。これは、教育の成果は単に各教科のみによるものではなく、教科に合わせて校内生活、校外活動指導の融合にある、という見解のうえに立つて教育課程と改称したものである。

なお、先に米国教育使節団が指摘した教員養成については、発足した各都道府県の新制大学に学芸学部または教育学部等の学部を設置するという、教育刷新委員会の「国立大学設置十一原則」の建議を採用した。佐賀大学の開学が、文理学部・教育学部の二学部設置から発足したもの同趣旨を踏んだものであった。

教科書は学校教育の中心教材であつて、従来の国定教科書の制度は、

明治三十六年四月の小学校令改正で、「小学用ノ教科用図書ハ文部省三於テ著作権ヲ有スルモノタルヘシ」に始まつてゐる。明治の教育も当初は文部大臣の認可制に始まり、十九年検定制、二十年には地方長官が審査委員を任命して採択させることにしていたが、結局、国定制となつた。

戦後の改革は、地方分権と民主主義の立場から、学校教育法第二十一条で、「小学校においては、文部大臣の検定を経た教科用図書又は文部省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない」と規定され、国定制から検定採択制に改正された。

また、義務教育の無償については、戦後の財政状態から授業料の不徵収ということのみに終わった。

以上のように、およそ二十五年で学校教育の体系は一応樹立された。一方、社会教育の動きは次のとおりであった。

(注) △印は、本原事項

昭和二十年九・ 文部次官通達「青年団の結成」の推奨

二一・七・五 同「公民館の設置運営について」

二一・一二・ △県内二〇か町村に公民館設置指定

二一・三・七 △佐賀県春日山公民俱楽部を設置

二二・一〇・一 △公民館設置指定五二町村・設備準備用町村二二

となる

二三・三・一九 △佐賀県中央公民館設置(県図書館内)

二三・七・ △県内一二〇町村のうち九二町村、公民館を設

置(七六%)

一四・六・一〇 社会教育法公布施行

一四・九・二 △県社会教育委員条例制定

二四・一二・△県内全町村に公民館設置

二五・一〇・三〇 △図書館法制定

△県立図書館設置条例

二六・三・七 △佐賀県文化館設置条例制定（前中央公民館）

二六・一一・一 博物館法制定

このように、いち早く提唱された公民館運動に次いで、社会教育施設の整備、文化振興やその助成に対する法的措置が二十六年までに一応終わつた。

そのほか、戦後の民主化の一として、G H Q推進の教員組合の結成があつた。

本県の労働組合結成の端緒は、二十年十一月十五日の杵島郡杵島炭鉱労組があつたが、教員組合は新教育の理解、復員教師の登校停止等もあつて、翌二十一年一月佐賀市内国民学校の教員組合結成が最初であつた。

次いで同年二月県国民学校教職員組合、三月には唐津市教員組合が結成された。

七月に県中等学校教職員組合、明けて二十二年一月佐賀師範学校、二月佐賀青年師範学校の各組合の結成を終わつた時点で、県教員組合協議会が発足した。翌三月佐賀高等学校（旧制）教職員組合も結成された。同年末の十二月には、県教員組合協議会を県教職員組合に統合した。県下各教職員組合の統合前の十月一日、県教育会は解散した。

二十三年当初には県下小中学校の文芸発表会を、佐賀市内平和劇場を会場として開催した。長期にわたる戦争下で、緊張した生活を送つていた児童生徒が、相互の激励と融和交歓を行い、童顔に平和を象徴する笑顔をよみがえらせた。

（三）独立回復後（二十七年以降）

二十七年の独立回復後、新学制が定着したことの期を、さらに三期に分けることができる。一は軍政下の教育施策の是正、二は経済と社会の高度成長下の教育拡大、三は次代への発展と反省、の三期である。

一期でまず取り上げられるものは、昭和十五年制定施行してきた義務教育費国庫負担法の復活である。二十五年来日したシャウプ税制使節団は、日本の補助金制度を竹馬経済だと批評し、前記の国庫負担法や社会教育関係団体への補助金制度を禁止した。政府は、教育関係で財政需要費算定の基礎となつたものは、地方財政平衡交付金で地方教育費に充當しようとしたが、G H Qは承認しなかつた。そこで、二十七年八月、義務教育費国庫負担法が制定された。

二十七年六月、總理大臣の諮問機関であった教育刷新審議会は、文部大臣の諮問機関としての中央教育審議会（中教審）に改組され、教育行政施策の改善のため答申と建議に努めて現在におよんでいる。

また、教科の刷新については、教育課程審議会の努力によって進められた。ことに道徳低下の傾向が現われはじめた折から、その教育を重視して、道徳・歴史・地理の充実をはかり、学校図書館法（二十八年八月）、理科教育振興法（二十八年八月）を制定し、二十六年制定の産業教育振興法も改正が重ねられて、諸教育奨励策が講じられた。特に重要なものは、教育の地方分権、民主化の象徴的存在であった、教育委員会が、公選制から任命制に移行（三十一年十月）したことである。

第二期とみられる三十四、五年ごろから四十五、六年ごろまでは、経済・社会の急激な成長発展期であつて、三十九年の東京オリンピック

も、四十五年の万国博も、ともに大成功を収めた。教育もまた時代の波に乗って急速に拡張された。

戦後のベビーブームは、二十八年から小学校、三十五年には中学校、三十八年から高等学校、四十一年から大学へと、各学校の施設設備に波及した。すし詰め学級が年ごとに増加して市も町村も手を焼いた。国は、三十三年四月十五日、義務教育諸学校施設費國庫負担法を制定した。そしてすし詰め学級解消のための施策として三十四年度から五か年計画が立てられたが、ついに第二次、第三次と計画は続けられた。

このベビーブームの結果は、高度経済成長や国民所得の水準向上と合わせ、進学率の上昇という事態を生じた。高度経済成長の表面は工業生産の増大であるが、その実質は高度技術導入の要請となって、科学技術の革新が強調推進され、施設設備の向上が求められて、五か年計画が三十四年から第三次にわたって続けられた。

前期で述べた義務教育無償は、授業料不徴収の基本線に従ってきたが、二十六年には小学校入学児に国語と算数の教科書を無償給与する法律が制定され、翌二十七年には国公私立の小学校の新入学児全員に、入学祝いとして国語と算数の教科書を無償給与とする法律に改正されて、二十八年まで実施された。しかし、戦後十年とたたない国家財政の理由等で中止された。

独立回復から経済成長期に入ると、再び無償問題が取り上げられ、三

十七年三月三十一日、義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律が制定された。三十八年の小学校入学児から教科書の無償配布が実施され、三十九年は小学三年まで、以後一学年ずつを増し、四十四年度をもって中学までの完全無償が実現した。また、教科書の発行と採択制を定

め、採択地区の同一教科書採択三年制を定めて現在に至っている。

第三期は、四十七、八年以後に当たる。この期は経済成長もようやく鎮静をみせ、過去を顧み将来を展望し、足下を見つめて、基本的知能と体力との調和、基礎学力の充実の時期といえる。第二期の高度経済成長、科学技術の高度化要請に尺度を合わせ過ぎて、詰め込み、不消化の現象を招いたことに思い至って、再三にわたって改訂した学習指導要領を、基礎学力の原点に立って見直しているのがこの第三期といえる。

学校教育から目を転じて独立後の社会教育をみると、未来を築く青少年のための青年学級は、三十年をピークとして下降線をたどりかけた。工業生産の急上昇による人口の都市集中と、他方には過疎地方が生じはじめた。

青年団綱領の教養などに対する関心がうすれかけたが、海外派遣事業（三十四年）、国立青年の家（三十七年）、同青年の船（四十三年）などの新しいプロジェクトが設けられて活気を取りもどし、本県でも九州青年の船（四十七年）、への参加、県青年の家（四十二年）、少年自然の家（五十年）の設立が進んだ。

また、三十四年に市町村の社会教育主事設置が法制化されて、県と共に指導助言の中枢部が固められることになった。社会教育関係団体への補助金禁止条項も同年削除された。こうして、人的にも経済的にも援助の手が延ばされ、その運営と活動を助成した。

四十六年以後になると、社会教育施設費の國庫負担額等が飛躍的に増加され、図書館、博物館、体育施設等が伸びた。そして昭和五十年を迎えて、社会体育と学校開放、ゆりかごから墓場までの生涯教育の重要性が強調され、現在に至っている。

二 教育委員会制度の変遷

(一) 教育委員会の創設

二十一年四月発表された米国教育使節団の報告書、および使節団との意見交換やその質問に応答して協力した日本教育家の委員会が提出した報告書、そのいずれからも勧告や要請がなされた。それには教育の方針として、「個人の価値と尊厳」の認識を基調とするよう強く要請された。具体的には教育の機会均等から男女共学、高等教育機関の開放による六・三・三・四年制の採用を勧告した。

この報告書を具体化するために設置された教育刷新委員会の建議に基づいて、二十三年七月十五日公布されたものが、教育委員会法である。

同法によって、地方教育行政機関としての教育委員会がわが国にはじめて設置されることになった。同年十一月一日の同法施行とともに義務設置とされたのは、都道府県と五大市（大阪・京都・名古屋・神戸・横浜の各市）で、他の市町村は二十五年十一月一日までに設置することになっていた。

教育委員の数は、都道府県七人、市町村は五人、うち一人は議會議員から選出され、他の委員は住民の公選によった。

第一回県教育委員会では、二十三年八月二十六日、県選挙管理委員会訓令第四号で、「県教育委員会の委員選挙事務規程」を制定し、同日付で公布施行して準備を整えた。

また、一般に対する啓発と広報としては、八月二十日から「教育委員

会法普及運動」を開始し、同月二十四日に

は、佐賀第一高校（佐賀西高校）で教育委員

会制度の趣旨説明会を

沖森知事以下関係部課長、バーツ佐賀軍政部教育課員を講師として、P.T.A.、婦人団体、報道関係者等に対して行つた。そして、

九月一日からは「県教育委員選挙啓蒙運動」

を展開した。佐賀新聞も、初めて選出される教育委員の性格とその重要性について一般大衆への広報運動に協力した。九月五日第一回の教育委員選挙が告示され、立候補者一三人で六席を争うことになった。佐賀軍政部でも啓発指導に協力するとともに、その結果に関心を寄せた。

十月五日投票、即日開票された。

選ばれた初の県教育委員は次のとおりであった。

（得票数） （当選者） （年令）

五〇、九二二	石橋三作	四二
四八、四八一	鍋島直紹	三七
四七、一九四	中島辰巳	三三
四六、五一三	松信定雄	六一

第1回県教育委員選挙立候補状況

地域別	職業別	学卒別	年齢別		
				大	高
佐賀市	教育事業員	1	7	60代	2
唐津市	元教員	3	2	50代	4
神埼郡	会社員長	1	2	40代	4
三養基郡	元町村長	3	1	30代	3
小城郡	労組関係者	1	1		
西松浦郡	宗教業者	1	1		
杵島郡	農業者	1	1		
藤津郡	無	1	1		
	男女	1	1		

（注）印は婦人の所属を示す。

三六、四六〇 有浦三男 五〇

三一、五八五 古賀マツヨ 五一

次点三〇、九〇〇 山崎良雄 四二

投票率 七七・一%

アメリカで二〇〇年近い歴史をもつた制度を、なんの基盤もないわが国に採用したものが、このような良好な結果を生んだことは、教育委員会の性格を県民に理解させるための啓発指導に、なみなみならぬ努力が払われたことを物語っている。

当選者は上位六人、その中の上位から三人が四年委員、その次点から三人が二年委員となり、これに議会選出一人を加えた七人で委員会を組織した。

県議会選出の教育委員は、十月の定例議会で金子道雄議員が議長の指名推せんと決定した。同月二十五日知事名による教育委員会が招集され、委員長に松信定雄、副委員長に鍋島直紹の両委員を互選決定した。

次いで十一月五日第一回の定例委員会を開いて、委員報酬や事務局職員の定数条例案、諸規則、二十四年度予算編成方針、二十三年度追加予算案の件を審議承認した。

この追加予算案は十二月の県議会で、支出項目の面から算定基礎が問題にされて、議会から修正されるなどの一幕があった。教育委員会は、新制度による発足であり、一部に矛盾や戸惑いが見うけられたものの、新制度の草分け時代として、一步一步と制度の定着へと努力を重ねていった。この間、古賀マツノ委員の死亡で、次点者が繰り上げ当選となつたが、辞退したため、次次点者の永倉三郎が当選となつた。

第二回県教育 次いで二十五年十月十一日、規定による教育委員半数委員会選挙（二年委員）の改選が告示された。

この第二回目の県教育委員選挙では定員三人に対する立候補者五人で争われ、十一月十日の選挙の結果は、旧委員一人、新人一人、うち婦人一人、投票率は六八・六%で、県民の関心はまざまざといふところであつた。

一人、投票率は六八・六%で、県民の関心はまざまざといふところであつた。

（得票数）（当選者）（年令）

九一、〇六七 松信定雄 六三

八七、九三一 中野猪佐子 四七

八七、七〇〇 小松満 五一

次点五四、二八四 有浦三男 五一

この間には、二十六年二月、知事選立候補のため、鍋島直紹委員の辞退で、次点者の有浦三男が繰り上げ当選となつた。そして同年五月、議会選出の県教育委員は四月の県議会議員選挙の結果、新しく選出された米滿誠之助と交代した。

第三回県教育 規定による残り三人（四年委員）の改選は、二十七年委員会選挙 九月十日告示された。

第三回目に当たる県教育委員の選挙は、二市八五か町村の教育委員選挙および一八か町村の町村議員の補欠選挙と合わせ、十月五日行われた。その結果は予想外の好投票率を示し、最上位は東松浦郡久里村（現唐津市）の九六・五三%，最低は同郡呼子町の五〇・八%で、全県的には八〇%の好成績を収めた。

選挙は、現委員三人（男子）、新人一人（婦人）の立候補で、四人が三つの席を争つた。

(得票数)	(当選者)	(年令)
一一八、九九一	山 口 クニ	四五
九六、一九二	中 島 辰 己	三五
八三、三一九	有 浦 三 男	五三
次点八〇、八一〇	石 橋 三 作	四五

次いで半年余を経た翌二十八年五月、議会選出の米満委員が野口ミン議員と交代したため、婦人委員が二人となり、女子教育向上のための期待が持たれた。

三十年三月、県議会議員選挙の五月を前にして立候補のため中島委員の辞任があつて、補欠選挙が行われたが、川村三知男（高校教諭）候補の無投票当選となつた。県議会議員も改選の結果、議会選出の委員は山崎一夫議員となつた。

同年十月、県財政の再建整備のための教職員削減問題のあおりによりて、削減実施を求める知事部局や議会の大勢と、削減に反対する地教委、PTA、教組との間に板ばさみとなつた県教委は、同月十四日ついに委員長以下四人の委員（松信・中野・山口・川村）の辞任をみると至つた。

補欠選挙は十一月二十八日と告示されたが、立候補者は四人だけとなつて、無投票当選が決まつた。角田桃太郎（元高校長）・平野重徳（県連合青年団長）・塚本洗月（北茂安村教育委員長）・米満誠之助（元県議、元県教育委員）の四委員が誕生した。そしてこれから一年後、三十一年十月一日、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行で、教育委員の公選制は早くも廃止されて、現行の任命制に代わつた。

第15章 教育・文化

〔二〕 市町村教育委員会選挙と任命制への移行

市町村教育 二十七年は、市町村教育委員の初の選挙が行われることになっていた。五大市以外の市町村教育委員の選挙は、二十五年十一月までに実施予定であったが、法改正により、二十七年十一月まで延期されていたためである。

九月二十日佐賀・唐津両市、二十五日に一二〇町村教育委員会の委員選挙が告示された。県教育委員会では、地方教育委員会（地教委）設置推進本部を設置して、各郡の教育事務所を支部に啓発宣伝に乗り出し、この制度の末端浸透をはかった。

そして、十月五日、教育委員の選挙が行われた。

初の市町村教委の選挙は、三四町村が無投票となつて、二市八五町村が一・六倍の競争率で行われ、四八四人の教育委員が選ばれた。地教委選挙の実情をみると、一般的の関心は低調であった。多数の無投票町村を生じたことをはじめ、神埼郡蓮池町（現佐賀市）では、町議会・PTA幹部等の有志が無投票工作をつづけるなどした結果、十月三日に至っても調整できぬままに、立候補受付締切日に候補者全員が辞退するという事態を生じ、選挙延期となつた地区もあつた。

ただ、地教委選挙の結果で著しく目立つたものは、婦人の進出五八人という新風が教育行政に送られたことと、当選者のうち元教員男子一〇六人、同女子三八人の計一四四人は総委員の三〇%に当たつたことである。

こうして二十七年十一月一日、県下全市町村の教育委員会が発足した。これは、当時の市町村の規模からみて教育行政の単位が細分化されすぎた感もあったが、地方自治の理念に立脚した教育行政制度というも

のが一応実現されたわけである。

任命制へ 地教委制度は、①設置単位、②委員の選任方法、③教育委

の移行 員会の権限と性格、④教職員の給与負担と人事権、⑤県教委と地教委および地教委相互間の調整等、検討を要する点が少くなかつた。ことに①、③の問題等関連して考えさせられたものが多かった。

県教委では同年十一月二十日、地教委への権限委譲を終り、二十八年二月には第一回県地教委大会を開いて協調を進めることにした。同年四月には東松浦郡浜崎町において、教育長の俸給問題で県との調整が難航して、ついに同町教育委員全員が辞表を提出するという事態が生じるなど、制度運用の調整にはなお時間がかかった。

地方教育委員会では、二十九年十月五日に第二回選挙が行われる予定になっていたが、その後、選挙費用の節約をはかる意味から公職選挙法の一部改正がなされた。その結果、教育委員の二年ごとの半数改選は四年ごとの全員改選に改められて、次期選挙は三十一年十一月五日に予定された。

ところが、地教委の全面設置は実現されたものの、先に述べたように当時の日本の町村の規模からみて、地教委存廢の問題は、地教委発足後でも、全国市長会・同町村会・日教組等から返上論が唱えられるなど、くすぶっていた。

二十九年七月には、全国町村長会、十一月には全国市長会と、それらが全國大会で地方教育委員会制度の廃止を決議し、政府や各政党に陳情した。

その主な理由は、①町村の貧困財政を圧迫すること、②教員の人事交流が不円滑になっていること、③教育委員、教育長、事務局の指導主事

の人選難、④教育委員会制度が一般にはまだよく理解されていないこと、等であった。

一方の地教委側では教育委員会の廃止に反対の態度を表明し、二十九年八月には全国地教委連絡協議会を開いて教育委員会の育成を表明するなど、その後も存続強化を強く主張した。

文部省は当初、全面設置には反対の意向であったが、ひとたび設置された以上直ちに廃止することは不可能であるとの見解や、また選挙告示後の九月十三日、自治庁が教育委員選挙反対の市町村に監督権発動の旨を通達した等の事情もあって、当分の間、運営の実情をみた上で再検討する態度をとった。そして二十八年一月文部省は中教審に諮問、同七月同審議会は教育委員会の現状維持を答申した。

これららの幾多の論議を背景として、制度全般にわたって再検討が加えられた結果、三十一年六月三十日、現行の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地教行法）が公布された。そして教育委員会の設置および組織の一部が同日施行され、他は十月一日施行とされた。これによりて、十月一日から任命制教育委員会が発足した。教育委員の選任は、住民直結の公選制から県知事・市町村長による任命制に改正され、委員の数は五人（町村の場合条例により二人も可）となり、予算・条例の各原本案送付権制度が廃止された。

また、小・中学校教職員の人事権は、市町村教育委員会の内申をまつて行使されることになり、文部大臣および県教委の指導性も確立された。こうして、県教委・地教委ともに住民による教育委員の公選制も、三十一年九月で終止符を打った。

本県教育委員会では、公選制による委員の一人が任命制によって改め

で任命されて委員長に互選され、新しく任命された他の四人とともに、県教育委員会は発足した。

(三) 事務局組織

終戦時の教育行政は、内政部の教育課、出先機関では八地方事務所の兵事教學課が所掌していた。終戦直後の二十年十月教育課は、教學課と改称し、内政部は二十一年二月内務部と改称し、同年十一月十八日には教育制度の改革を前に、内務部から教育民生部が分離した。この時、教學課は学務課と社会教育課に分離し、二十三年一月には教育民生部は、教育部と民生部に分離し、また社会教育課から体育課を独立させた。すなわち、戦時体制の県機構を、終戦処理と復興建設型に切り換え、とくに、公民教育や県民の意氣再興の中心としてスポーツを重視したものといえる。

地方事務所においても、教學課、さらに学務課と名称変更した。

二十三年十一月一日、佐賀県教育委員会を創設することになったため事務局を新設して、旧学務課を四課に分課し、計六課とした。

初代の教育長には、教育部長の武野止が民生部長と併任のまま発令された。職員も教育部の職員がほとんどそのまま引き継がれた。また、出先機関についても各地方事務所の組織から独立して、出張所を設けた。

佐賀県教育委員会事務局

総務課・調査課・学事課・指導課・体育保健課・社会教育課

各郡の出先機関

佐賀県教育委員会事務局○○出張所

体育課を体育保健課と改めたのは、当時の県民生活の実態が、長い間

の耐乏生活につづく食糧難の下にあったので、県民体位の向上と合わせて、健康の保持増進を急務としたためであった。

二十五年十月二十五日、調査課の事務を総務課に統合して、調査課を廢し、五課になった。

次いで二十六年一月一日、事務局の機構改正と、これに伴う名称の改变を次のように行った。

(注) () 内は旧称

県教育庁 (県教育委員会事務局)

総務課

教職員課 (学事課)

学校教育課 (指導課)

社会教育課

体育保健課

佐賀県教育庁○○教育事務所 (県教育委員会事務局○○出張所)

このあと、機構の改変そのものはなかった。

しかし、出先機関としての各郡の教育事務所は、県財政の悪化と、町村合併の実施により、三十年四月一日、佐賀教育事務所の管轄区域は教育庁へ、西松浦教育事務所の管轄区域は杵島教育事務所の管轄区域に統合された。これによって、八教育事務所は六教育事務所となつた。

翌三十一年三月、県の財政再建団体申請が議決されて、教育事務所の統合や大規模高等学校の副校長を廃止することにした結果、次の五教育事務所となつた。

(名 称) (位置) (管 辖 区 域)

佐城教育事務所 佐賀市 佐賀市・佐賀郡・多久市・小城郡
三神教育事務所 神埼町 神埼町
東松浦教育事務所 唐津市 唐津市・鳥栖市・三養基郡・神埼郡
杵西教育事務所 武雄市 武雄市・杵島郡・伊万里市・西松浦郡
藤津教育事務所 鹿島市 鹿島市・藤津郡

一方、本庁の方では、事務局設置以来変わることのなかつた社会教育課は、四十五年四月県立博物館の完工に伴い文化館を廃し、同課の文化財係を文化室に昇格、拡張して、同課内に付置した。

ところが、高度経済成長政策は、国土の開発、土地造成の波紋を起しう、埋蔵文化財の発掘調査、文化財保護の事務が急増するに至った。そこで四十七年八月二十六日、文化室を昇格独立させて文化課を新設したまた、同日付で体育保健課に、かねて誘致要請中であった第三十一回国体のため国体準備室をおき、同年十二月国体佐賀県準備委員会の事務局とした。

翌四十八年六月、準備室は第三十一回国民体育大会事務局に改組されて、知事部局に移管した。

四 佐賀県教育の道標

新学制満五か年を経た一十七年四月二十三日、県教育委員会は「佐賀県教育の道標」十項目を提案した。その前文は次のとおりであった。

「新しい教育の課題は、民主的な日本人をつくりあげることである。そこで民主的な日本人をつくるために教育はどのような具体的なめあてをかけて進んだらよいか教育の目標をしっかりとうちたて教育のよりどころをゆるぎなく確立す

ることが大事である。

ここに掲げる佐賀県教育の道標はそのような教育のよりどころをうちたてたい念願から発したものであるが、もとより一つの試案に過ぎず今後の研究と実践によってたえず修正発展させていかねばならないものである。それよりもこのようないか常に直接教育関係者はもとよりひらく社会一般で教育についての研究討議がおこなわれ、教育への関心をたかめてもらいたいのでそういう折の研究資料にでもなつたらとの願望から外ならない。

この試案は十の項目別に簡単な説明を加えているが、一から十に至る各項は今日の段階に於ける「望ましい人間」の欠くことの出来ない構造要素機をあげたものである。しかし、どうしても抽象的な一般論になつてるので、そのねらいを効果的に具体化するためにはそれぞれの地域や教育対象の事情に応じ適切に傾斜つけまたほんやくする教育技術にまたねばならない。いざれにしろこの試案の検討を機縁に、今後教育についての研究と論議が活発に展開され、ゆくゆくはそのような研究と、論議から今日の時代と社会に即する教育の目標がうちたてられ教育のよりどころについて、はつきりした理解と不動の確信が生れてくることを切に望んでやまない。

それにしても教育の本質はもともと進歩と改革にあるのであって決して特定の権力や秩序や政治に仕えるものではない。それはねむつているものをめざまし、ひくいものを高くし、よわいものを強くして現実を理想に改造することである。教育は常に明日を創り出すためにあるのであって、古い習慣の單なる伝達がその使命でなく知識と科学によるその検討と明日の新しい生活を生みだすことが本来の働きである。まして歴史的な転換の時期にある日本は今新しい秩序、考え方、倫理を必要として、新しい教育の目標を強く要請している。……日本の歴史と社会についての科学的な知識を基にして佐賀県の地域的特殊性に則する今日の教育目標について深く考えられ、的確に把握してもらいたい」と希望したい。」

と結び、次のとおり十項目を掲げた。

- ①人間を尊重する人、②生活の向上に努める人、③生産を高める人、
- ④科学と芸術を愛する人、⑤批判的に見る人、⑥宗教的情操のゆたかな人、⑦社会的関心をもつ人、⑧民主的に処理する人、⑨体を大事にする人、⑩平和を守る人。

(五) 研究機関

教育研究所 終戦までの本県の教育研究機構を挙げると、昭和十年六月に創設された佐賀県国民文化講習所を、十八年三月県教學鍊成所と改称し教育課において、国民精神作興の鍊成機関としていたが、終戦を迎えた二十年九月、時代の変革と共に自然廃止となり、それまでの教学鍊成諸団体も二十一年三月解散した。

終戦後的新日本建設方針に従った新しい民主化教育の樹立は、変革後の使命であった。それだけに県教育界のなかにも、教育研究機関の設置を要望する声があった。

そして二十七年四月一日教育研究所の実現をみ、新制佐賀高等学校の南校舎（旧佐賀市立成美高等女学校）の教室を借用して開所した。

次いで三十一年六月に公布された地方教育行政の組織及び運営に関する法律に準拠して、三十二年三月旧研究所規則を廢して、県立教育研究所設置条例を制定した。

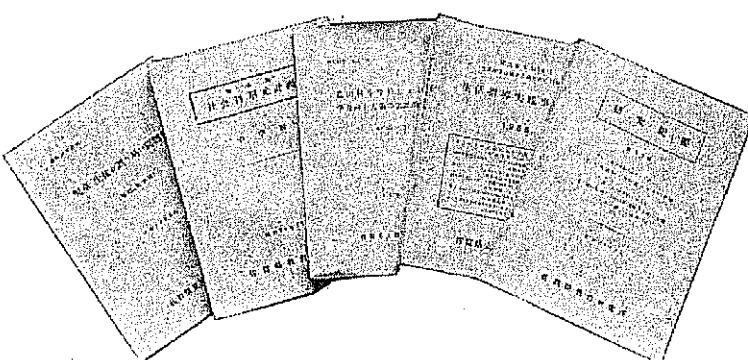
三十年二月同校舎統合整備のため県教育庁舎内に移り、三十二年六月一日教科書センターを分室として新築の県町村会館内に移転した。その後三十八年四月、県庁西別館（旧県農協会館跡）に分室の教科書センターを移転させた。三十九年三月、旧教育庁舎内に本・分室とも移転し

た。さらに四十一年六月、旧成美高校跡の佐賀大学農学部が同大学校内に新築移転したので、その跡が佐賀県第一総合庁舎となり、その一階の一室に移転した。

五十一年現在の教育研究所の組織

は、所員一三人であり、その主な事業内容は、①研究目標の設定別による各教科の調査研究、特殊教育の学科と教育研究所との連携による教育相談、学習活動と評価に関する教育工学、②学力調査、③特殊教育・教育科の研修講座、心身障害児の判別、教育評価、高校経営、カウンセラー養成、④教育相談、⑤図書資料の収集と紹介、⑥教育センター（仮称）の設立準備等多彩な面にわたって佐賀県教育の基盤を掘り起こし、基礎を固めている。

四十二年度からは全国共同研究に協力して、「家庭と子ども」「学習指導の近代化」と取り組み、四十五年度からは「子供の社会認識の実態に関する分析的研究」「教育システム化とその効果についての実験的研究」にいどむなど、専門的、技術的事項の研究調査という本来の使命を全うしながら今日におよんでいる。



教育研究所の研究紀要

理科教育センター 三十年代は日本経済の発展期である。神武景気、

岩戸景気と日本経済は急速に拡大、発展していった。三十五年九月、池田内閣は経済高度成長、所得倍増政策を発表し、理工科系の技術革新の時代を生んだ。そして、科学技術教育の振興が重視された。

本県では三十八年六月、理科教育センター建設予算四、八二四万円が議決され、同年十一月十八日佐賀市北川副町の敷地総面積二、二二〇・五六m²の地に着工し、翌三十九年八月二十五日完工した。本館鉄筋コンクリート三階建（一部四階）で、化学・生物・物理および地学の各実験室、天体観測室、別館は木造、ブロック、鉄骨の各平家建てで、電気・

ガス・材料等の本館付属の施設である。十一月五日、落成式および開所式

を挙げ、協力学校として小・中・高の各一校を指定し、職員は五十年度現在は、二二人となつている。



県理科教育センター（佐賀市） 昭和39年8月設置

日に至っている。

そして研究集録の中から四十四年、四十八年に「佐賀の自然」を刊行した。また、四十四年六月遠隔地巡回理科講習会、四十六年十一月離島巡回理科実験講習会を開始・続行しているが、ともに県民一般の期待にこたえた研究施設として迎えられている。

二 義務教育

（一）六・三制への移行

終戦当時の小学校の実態を次のとおりである。

「仁比山国民学校沿革誌」にみると

- | | |
|--------|--------------------------------------|
| 二〇・一・九 | 学徒動員日達原飛行場（高等科男子） |
| 三・三 | 松根油釜備付作業（高等科女子） |
| 四・二・〇 | 大久保梅雄訓導現役召集壮行会 |
| 五・三 | 特攻隊見送り（日達原） |
| 五・一・五 | 学徒動員高二男八名鳥栖駅勤務 |
| 五・一・六 | 同志波屋開墾（六年以上男女四日間）同二十三日モ一日 |
| 六・一・八 | 同二十二日マテ五日間 |
| 七・二 | 同五日間・非農家兒童ハ校内作業 |
| 七・五 | 本日ヨリ学校防衛勤務トシテ女子職員一名宿直勤務高二男二名アテ輪番補助勤務 |
| 七・一・九 | 城原溜池決壊土砂取除キニ四年以上勤員三日間 |
| 七・二・三 | 東脅振村国民学校ノ御真影勧語詔書ヲ当校奉安殿ニ奉遷 |

職員に対する現職教育、研究の指導助言、理科教育に関する基本的事項の研究調査等を行い、理科教育の振興を目指して今

二〇・七・二・八

早朝ヨリ目達原飛行場波状攻撃学校東南二百米ノ水田ニ小型ロケ

ット弾投下・児童不登校

七・二・九

全員日直・三十日カラ八月一日マデ休校通報

八・三

疎開授業準備調査

八・七

学校上空超低空・校南ノ右原付近銃撃被害ナシ

八・八

書類ヲ仁比山地蔵院ニ疎開

八・九

本日ヨリ十日間夏期休業

八・一六

職員児童全員召集

八・一八

日宿直共男子職員一人アテ輸番女子職員宿直十五日解除

八・二・七

平常通り授業（県ヨリ通知）

（注）鹿島国民学校校務日誌も、同様であった。

学童環境の明暗 終戦の詔勅によつて国民は、ぼう然自失の状態であった。また、食糧の絶体量不足は、欠食児童の激増となつた。

二十一年六月一日、県は、食糧事情ひつ迫のため授業短縮差し支えなしと指示し、一方には供出米の促進と混食利用の奨励、ことに雑草の利用食について指導し、飯米の食い延ばしをはかるとともに、いもの増産奨励のため六月二十五日を県下いっせいかんしょ植え付けデーと定めたりした。

同年十月一日には、ついに米なし配給、つまり代用食糧だけの配給となつた。鍋島村（佐賀市）青年団が義捐米^{えん}を集めて、佐賀市内の欠食児童に配布したのはこの時であった。全国から生徒が集まる旧制佐賀高等学校が、一ヶ月の食糧休暇を設けたのもこの月で、この年、教職員の退職者が続出したのも、この情勢が生んだ現象である。

また、石炭の不足も深刻であった。二十年十二月、通学列車の廃止、

二十一年十一月には県内の列車二割削減、同十二月二十日から二割五分削減、二十五日の冬休みからはさらに二割減となり、通学用定期券の使用禁止、二十二年一月には、列車削減さらに一割余増という最悪状態となつて、列車通学生の多い中等学校では分散授業をするまでになつた。身の回りの日用品の不足、ことに紙の不足は修学にも影響した。佐賀新聞もタブロイド版となつて現紙の四分の一大となり、週三日配達されたのは二十二年二月のことで、これは教科書用紙不足に協力のためであった。この年一月十五日、九州各県の学務関係者が不用教科書や古紙の徹底的回収をはかり、教科書用洋紙材料の再生に協力することを申し合わせた。

二十一年五月から官公庁の公文書式が平易となり、「左ノ通定ム」から「次のように定める」と、平仮名口語體に変わった。

これより先の七月六日には、政府は国の称号を穩やかに「日本国」（ニッポン）と決定した。

戦後の教育改革 二十年八月十六日、学徒勤労動員が解除となり、同二十一日には県下の男子中学校（旧制）では授業を開始した。小学校に当たる国民学校初等科、現中学校に当たる同高等科でも沿革誌で紹介したように、二十七日には授業を再開して変則的だった学徒動員期の教育を正常化の軌道にもどした。

同九月六日、県は、復員した軍学校関係者の大学・高等・中等学校等への転入学・復学の要領を文部省の指示通り通達したが、県下の中等学校では学徒動員による犠牲者の学校葬が九月中相次いで行われた。

九・一・七 竜谷中学校三人、公序疎開業務從事中爆死合同葬
九・一・二 鹿島高等女学校二人、大村海軍機工場戰災死合同葬

九・二六 佐賀商業学校二人、長崎三菱工廠で爆死合同葬

こうしたなかに外地引揚者は急増し、食糧難の折もあり、農業県である本県に住み着く者が多かった。十月五日、県は外地引揚の学徒について学校編入の臨時措置を通達したが、この年内だけで中等学校生二、〇〇〇人、小学生一万人で、三四八の学級激増の現象をみせた。

また、青年学校存廃の問題も起つた。大正十四年当時の公民学校を教練重視の青年訓練所に充当し、昭和十年には青年学校となって武装しない軍隊の觀を呈した。青年学校は、日華事変後軍部の軍事教練査閲を受け義務就学化されていただけに、その成り行きが注目されていた。同年十月二十八日付で文部省学校教育局長は「青年学校教育ノ振興ニ関スル件」を通達して、「……男女大衆青年ノ資質ヲ向上シ希望ト明朗感トヲ以テ其職分ニ邁進セシムルハ極メテ緊要……本省ニ於テモ此際青年教育ノ整備拡充ヲ図リ其教育内容ヲ刷新充実……義務就学者ノ就学徹底ハ固ヨリ女子生徒ノ就学ニ就テモ特ニ一段ノ御督励……」としてその動搖を防いだ。

文部省が終戦翌月の九月十五日に「新日本建設ノ教育方針」を発表して、國家護持と文化国家を建設すべきことを説いたのも、国民の進路に一条の光明を掲げるものにはかならなかつたし、つづいて翌十月十五日就任した前田多門文相が、「新教育方針」を声明したのも同様の意図に基づくものであった。

以上のごとく教育に関する諸問題の改変を進めるなかに、G H Qは、二十年十月十一日、日本改革の五大政策に次いで、同二十二日に日本の教育制度に対する管理政策の覚書を手交した。これから後の指令は、これら政策の具体化であった。

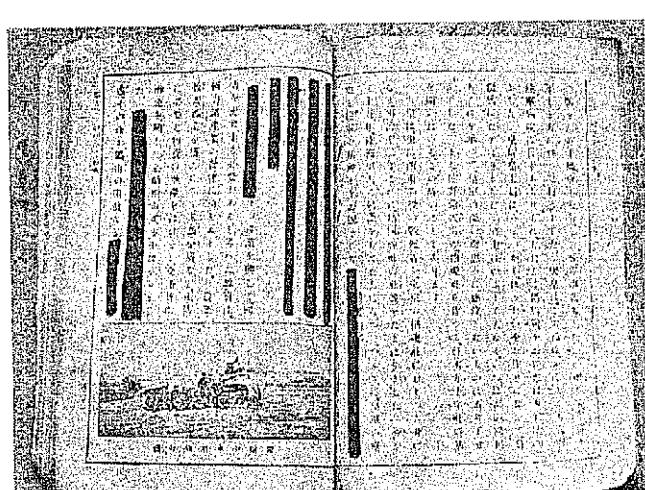
文部省ではこれより先の九月二十日、教科書の取り扱いで部分的削除の指示を与え、十月三日教練の廢止、十一月六日学校教育から武道廢止を通達した。本県でも十一月二十日、国民学校教科書から軍國主義的内容の削除、省略などを指示した。

本県では十二月二十七日付地方事務所長を通じて各学校あてに、翌二十一年一月七日午前十一時を御真影奉還の日時と定め通達した。この年の元日には人間天皇の神格否定の宣言が行われ、同五日本県の神祇会県支部は佐賀神祇序と改め、一月十日県は連合軍による神道分離の指令を伝達したので、さらに二月五日佐賀県神社序として独立し発足した。そして、三月末からは国家神道廢止による各学校の奉安殿の取り壊しや、

学校敷地内の忠魂碑取り除きなどが行われ始めた。

また、一月二十五日、

文部省はさらに使用中の国民学校教科書で、削除または修正箇所について通達した。墨塗りのぶざまな教科書を用いたのは



書教科り塗墨

のいたいけな学童の向学心を少なからず傷つけたが、これも敗戦の厳しい現実であった。

同年三月五日、県が教学練成会等の戦時中の教育団体の廃止を通達した日、GHQの要請による米国教育使節団が来日した。使節団は日本の再教育に関する調査検討の結果をまとめ、同月末には報告書を提出して帰国した。GHQは四月七日これを公表して、今後の日本教育改革の路線をこれにおく意向を表明した。使節団の滞日調査中はGHQ指令による日本側教育家の委員二十九人が、連日の会議や視察に参加した。この報告書は新学制の指針として大きな役割を果たした。

このようにして教科書の改定も時間の問題であった。文部省は国民学校国語読本の教材の募集を通達した。県でも四月二十日付で各市町村、各学校あてに紹介通知していたところ、七月二十日に国民学校など八月一日から旧教科書の使用禁止が通達された。文部省は九月十日、国定教科書「くにのあゆみ」を発行した。これより先、六月二十九日には地理

第八回 教職適格確認書

佐賀縣立城郭町西路二丁目

馬場俊夫

右の者は昭和二十年十月二十日附延合最高司令官監督日本教育制度二四スと管理政

策、同月三十日附同教員及教育監督官ノ調査、除外、認可二四ス件に掲げてある
監督に當らない者であることを確認する。

昭和二十一年九月十一日

佐賀縣知事

教職員の公職審査

の授業再開が許可され、九月一日から開始し、国史の授業再開も十月二日には許可されて、どうにか授業もつづけられた。

一方、教職員については、先の軍國主義教員の追放指令に統いて、二十一年五月七日教職員の審査に関する勅令が公布された。六月二十日教員適格審査委員会が発足し、八月二十日第一回審査会が開かれ失格者八人が決定し、同月二十七日以後続行された。その後、同年十二月二十日第二次教職員適格審査委員会が発足し、現職者の審査を翌春三月末終了の目標を掲げた。翌二十二年一月二十日、審査委員会の協力委員会が結成され、この年の一月末日現在で教員の教職追放三三人、うち校長一人となり、同年六月末日現在で七、九四八人の審査を終わった。

また教育改革には、教師の再教育が伴わなければならない。二十一年十月には新教育方針中央講習会が開かれた。本県では十一月十七、八日その伝達講習会を開き、十二月末日までは全学校全職員への職場での伝達講習を終わった。

翌二十二年七月二十五日からは夏期休校を利用して、「新教育」についての教員の再教育講習会を開いた。こうした民主化教育または民主主義に関する講習会や講演会は、県主催の巡回講演会のほか、各市町村や各種団体でも自主的に開かれ、軍政部も援助を惜しまなかつた。

文部省はこうした講習会に併行して新教育指針第一分冊を二十二年五月、第二分冊を同年六月、第三分冊を同年十一月、第四分冊を翌二十二年一月に発行して、全国の学校に配布し新学制の発足に備えた。

新学制の準備 二十二年八月、政府は総理大臣の諮問機関として、先の日本教育家の委員会を主体に、教育刷新委員会を設置した。文部省は、二十一年十月九日男女共学実施について指示し、翌二十二年二月五

日教育刷新委員会の建議を採択して新学制、いわゆる小・中学校六・三年制による義務教育を二十二年度、三年制の高等学校は二十三年度、四年制大学は二十四年度からそれぞれ実施することを発表した。

県は二十一年四月、学校教育の刷新向上をはかるため、県学校教育委員会を設置した。構成は郡市別に選出された国民学校・青年学校代表者、学校種別ごとに選出された中等学校代表者で、校長・教頭・首席教諭・一般教員からなる総計二三人を委員として組織し、知事の諮問機関とした。

新学制実施が発表されると、二十二年三月十一日、県新学制実施準備協議会規程を制定し、郡市ごとに設けられた新学制準備協議会から選出された二〇人の委員で協議会を組織し、学校教育委員会規程を廃止した。協議会の委員は、同人數の教育者と一般人、そして各々一人以上は婦人を入れることとされ、町村の協議会を単位とした。

二十二年三月十五日、佐賀市国民学校長会では新学期から男女共学実施を決定し、同二十日小城郡の準備協議会では、新制中学校設置について次の事項を県準備協議会に提案した。

新制中学校設置について（小城郡準備協議）

- 一 一学級の生徒の数は五〇名を標準とする。但し六〇名を超えた場合は学級を増加することができる。
- 二 独立学校たるための学級数は二十四年度（完成年度）においては九学級以上二十四学級以下を標準とする。但し止むを得ざる場合は六学級までは認められる。
- 三 学校数は原則として一町村一校あるいは組合立とし分教場は認めない。たゞ増加する特殊の事情ある場合は県の認可を受けること
- ※ 校舎収容力不足の為既設の建物を利用する分散教育は分教場ではない。
- 四 青年学校令による実践女子校は青年学校の処置に同じ
- 五 校地・校舎・農場等の設置に関しては予め計画すること

以上の提案に対し県はこれを採択して月末に発表紹介した。



昭和22年頃の新制中学校用教科書 (山崎猛夫蔵)

また、「男女共学に関する諮問」に関する県準備協議会の答申を県は採用した。

小教第九九号昭和二十一年三月二十五日小城地方事務所長発管内町村長宛の紹介(抄)

一 諮問 男女共学につき県として如何なる態度で望むべきか。

一 答申 義務制の分に関する場合は昭和二十二年度より原則として男女共学を実施し、特殊の事情の存する場合は市町村準備協議会で研究の上、設置者において県当局と協議し適宜処置する様にしたい。

次いで県は二月末、新学制による小・中学校の名称に関する学校教育法案に準拠して、次のように内達した。

新制中学校(小学校)の名称に関する件

A 義務設置の場合

一 市の設置する中学校(小学校)

何市立何々中学校(何々小学校)

二 町村の設置する中学校(小学校)

何都道府県何郡何町村立何々中学校(何々小学校)

三 学校組合の設置する中学校(小学校)

何都道府県何郡学校組合立何々中学校(何々小学校)

B 現行中学校に併設する場合

1 同一設立者

一 義務学年を置かず一年三年のみの中学校(注 中等学校の場合)

従前の名称の下に併設中学校の名称を附す

二 義務学年および二年三年の学級をおく中学校

原則としてAの場合に準ずる。

資料出所 多久市立図書館所蔵多久市行政資料

文部省はこれより早く三月二十日、学習指導要領一般編(試案)を発行して、新制の教育に備えたが、五月には算数科・数学科・家庭科・社会科・图画工作科、六月には理科・音楽科を、七月には学校体育指導要綱、八月にいたって初めて社会科教科書として、「土地と人間」(第六学年用)を発行した。

二十二年三月三十一日、「教育基本法」「学校教育法」が公布され、翌四月一日、新学制による小学校および中学校が発足して、九年制の義務教育は発足した。つづいて、県は、県新学制準備協議会の答申および具申事項を公表した。

義務教育に伴う人事異動は四月二十一日発表され、この日佐賀師範学校では県下初の付属中学校の開校式を挙げた。県下公立の新制中学校は県準備協議会の答申通り、新憲法施行の五月三日を期して一三四校がいっせいに開校した。

県下初の独立校舎を持つ新制中学は、旧歩兵五十五連隊跡の引揚者集団収容施設「協樂園」内に、二十二年九月創設された高木瀬中学であった。なお、二十二年五月には高木瀬小学校協樂園分校(二十三年協樂園小として独立)も開設されるなど、当時、引揚者収容施設に小・中学校を併設するものは珍らしかった。両校共、三十九年三月末には廃校となつてゐる。

二十二年五月、県は学校体育ダンス(創作フォーケ)を新制中学校の正課として取り入れた。

また、六月末には西松浦郡大川中学校が、研究談話の形式で新教育の研究発表を行つたが、発表の内容は「学科担任か学級担任か」であつた。結論は「内容としては学科担任制をとり、学級の指導者としては学

級担任をおく」として、その後の中学校指導の指針を与え、ホーム主任とホームルームが学級經營の基礎となつた。

新制中学校の建設 戦後の地方財政は疲弊していた。全国的な食糧難のため、戦災者や外地引揚者は農業県へ流入し、本県の人口は増加していった。このような情勢下で、義務教育九か年制の新学制が実施された。占領政策による軍国主義、国粹主義などの徹底的な排除、民主化の急速な推進、経済九原則の徹底的な施行義務等に加えて、新学制施行は市町村財政を圧迫した。

国民学校の高等科二年制を、義務制中学校三年制に、さらに学級の増加は、何よりも現在の施設、設備を圧迫した。新制小・中学校の看板はとりあえず、古い国民学校の玄関の左右に掲げられたところが多かつた。

当面の問題は、小学校地内に仮宿した形で併置された中学校教室の建て増しによって、一部授業の急場をしげることであつたが、市町村民の寄付金に頼る財源策をとる市町村が多く、また建て増しの教室は敷地の狭いから、公用の運動場を隔てて増設教室を建てる市町村も多かつた。校舎問題は当時の占領政策の推進による新制中学校とあって、施設設備に対する国庫補助率や起債額の割合が大幅に認められるようになつた。

軍政部の勧奨もあって補助のわくも拡張され、既設建物の利用による節約も含めて建築を急がれることになった。

しかし、当時はインフレ収拾策として、金融緊急措置令（昭和二十二年二月十七日緊急勅令）がしかれ、預貯金の支払いを停止し、一定範囲内の現金支払いと封鎖預金だけの支払いが認められ、また新円切り替え

がなされていて、自分の金が自由にならなかつた時代であった。中学校の建築を進めるにも、市町村民の寄付金が凍結されて、制限以上の払い出しには証明を要し、中学校建設に係る封鎖預金払い出し証明を、県庁とホームルームが学級經營の基礎となつた。

教育部に申請して封鎖の解除をうけた。

終戦直後、県は東・西松浦郡の海岸地帯に塩田を造成中であつたが、燃料等の関係もあって中止となつた。東松浦郡湊村（唐津市）では中止

閉鎖された土地、建物の譲渡を申請

して新制中学校と教員住宅の建設に

利用し、校地以外を一般住宅建設に当てるとして住宅難緩和策を立てた。土地面積五万三、一一一坪、

建坪は二〇二坪。塩田の三和土、コ

ンクリート舗装道路、基礎工事等の除去費と、斜面全体の土盛り埋め立てを考慮して総額希望価格三一萬一千、〇〇〇円余の申請であつた。

また、当時は物資統制令で、配給割当外の特需は官公署の特別申請を要した。二十三年二月六日、県は二

十三年度新制中学校整備を筆頭に公共事業認可済九六町村、建坪五、八八〇坪におよぶ事情を福岡商工局に具申し、資材特配を申請した。

そのほか、牛津中学校新築および

封鎖預金払出し証明申請

証明月	町 村	封鎖による寄付金証明申請額	新円による寄付金(自由支払金)	摘要
昭和23年 1・20	鳥栖町	481,025.50	828,494.00	市民による新制中学校寄付金合計額 校舎建坪1坪11,000円 教室9特別1
3・4	厳木村	484,573.60	4,015,906.65	新制中学校建築寄付金
3・24	武雄町	128,593.39	3,261,406.61	同上
5・21	旭村	331,893.90	1,663,406.10	4教室増築付属建物機具、 工事170余万円、国補21万 円、寄付者15人分、 坪10,400円
6・4	春日村	366,970.95	1,628,329.05	

資材特配の申請及び配当量

申 請 量	資 材 配 当 量	
釘 (5種)	8,000kg	1,700kg 1教室当たり 8.67kg
セメント	40 t	68,050kg 同 347 kg

移築に関する建設工事では、二十三年三月二十四日付で業者所属の伊万里営業所手持品を流用するための出荷証明を県に申請した。

藤津郡古枝村（鹿島市）では二十三年度新制中学校二教室の建築用材六〇〇石を、営林署より払い下げを受けるための証明願いを、同八月十日付で提出し認証された。

ここに挙げた二、三の例示で、新制中学校を建設するにあたり、いろいろの方策を講じていた市町村の苦慮のほどをうかがうことができる。なお、当時は建築の様式も進駐軍奨励のアメリカ方式がとりいれられた。玄関なしで、教室の廊下側はガラス窓廻りの壁として、展示に広く利用する様式であった。その第一号が二十四年六月十八日完工した佐賀郡東与賀村立東与賀中学校であり、次いで東松浦郡北波多村立北波多中学校等、新様式のものが相次いで出現した。しかし、玄関がないことは学校訪問者を当惑させるなど、日本との生活様式の差異が目立ち、あまり普及をみなかつた。文部省が奨励する町村組合立中学校として県下で発足したものは、有田町と東有田町による西松浦郡学校組合立有田中学校一校であつて、一二九年六月七日起工式を挙げた。

合併と統合 学校の建設は、地域住民と深いかかわり合いをもつだけに、新制中学の創設に伴う位置の決定問題や町村合併に伴う統合町村合併の紛争に巻き込まれたり、あるいは小規模校の統合の際には大きな関心が寄せられた。なかには長期間にわたって紛争が続いた学校も生じた。

武雄中学校では小学校に併置の校舎をきらつて、生徒が校舎建設促進のデモを起こしたり（二十二年十一月）、東松浦郡久里村では、中学校の校舎の位置が問題となって分村問題に発展した。同郡嚴木村では天川

地区の中学生徒に通学バスを新設したり、玉島村では通学区域の問題で生徒の登校拒否が発生した。

西松浦郡波多津村、杵島郡山内村、神埼郡神埼町等、いずれも町村合

併後の中学校の位置設定をめぐつての紛糾が発生した。

また、町村合併や中學

校の統合にからんで紛争が長期化したものには、

藤津郡塩田町と鹿島市が

ある。塩田町では、塩田

町、五町田、久間の三町

村の合併協定に、旧塩田

町の大草野区は嬉野町

へ、旧五町田村の谷所区

は鹿島市へ編入を希望し

ていたが、分村がなかなか

か実現しなかつた。この

ため、児童生徒の登校拒

否や寺子屋式授業、国勢

調査の拒否、ハンスト、

町長かん詰めによる警察

官の出動、三十六年四月



協楽園小学校

の天皇・皇后御巡幸を前にムシロ旗を立てようとするなど、児童の教育の上にも大きな波紋を投げた。しかし、三十七年末に至って塩田町の発展のために手を握ることになり、三十八年三月塩田・嬉野両町共に分町問題で境界変更を議決し、同月末、塩田町・嬉野町組合立大草野小学校を発足させることになった。

鹿島市の統合中学校の問題は、三地区の三中学校を統合して地区中央に「東部中学校」を建設しようとするものであった。三十四年五月、統合反対の一地区が動き出しが、市議会は混乱の中に統合を可決したが、県教委の調停試案提出後二年ぶりでようやく解決、そこへ別の一中学校区から統合中学校計画変更要求が出され、二年目にいたりあせん受諾となつた。しかし、この間、中学校生徒ばかりでなく小学校児童の登校拒否にまでおよんだ。東部中学校では、なお混乱を避けるため当分旧校舎での授業を継続し、三十八年十一月に至って四年ぶりに解決した。そして三十九年八月二十八日、東部中学校々舎が完工し、落成式が挙げられた。

また、新制中学校の建設寄付金をめぐって二十二年十月に東松浦郡入野村（現、肥前町）で、村当局と村内有力炭鉱との対立が生じている。

このように制度改革の道は決して平坦なものではなく、さまざまトラブルを生じた。

男女共学は、中学校では二十二年新学期の九月において全面的に実施され、新教科書も七、八月になつてようやく着荷、配布され、落ち着いた学習は九月の新学期からであった。

いろいろ問題を起こした中学校舎も、二十七年四月ごろから独立の校地校舎が見られるようになり、町村合併後の統合中学校では鉄筋コンクリートの永久的施設に代わった。

小学校でも、三十一

四年三月神埼郡の三瀬村が、ワラぶきの校舎を近代式に改築したことで、明治以

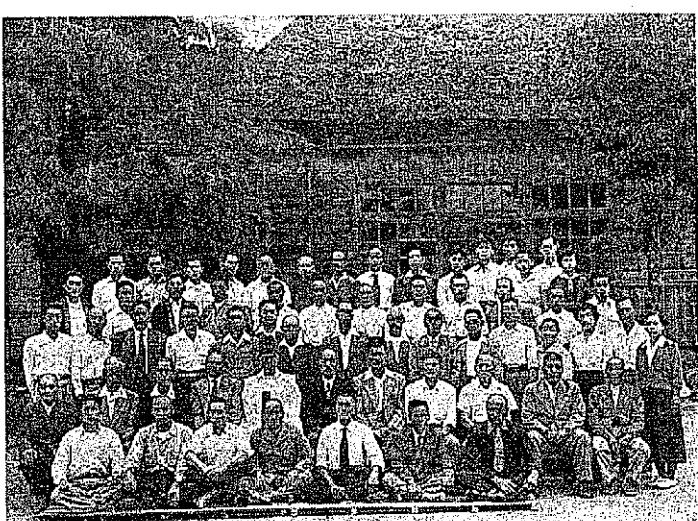
来の麦ワラ校舎の姿が県下から一掃され、その後は明治大正期の旧校舎の改築を機に鉄筋校舎の建設が進められていった。

当時、教員不足も問題であった。特に

へき地や離島の多い東松浦郡では新学制一年を経ても、小・中学校でなお四〇人の教員不足を来していた。入野村、名護屋村、厳木村をはじめへき地の村々では教員住宅の増築にも追われ、入野村など教員の下宿代一部負担を財源として、三棟一二戸を建築したところもあった。

（二）六・三制の定着

現職教育 終戦直後、教員の再教育講習がなされて急場をしのいだが、新学制施行後の教員養成は、資格制度を定めた二十四年五月制定の教育職員免許法によつた。本法は旧来の専門教育機関によることなく、



県下で最後まであった麦ワラ校舎（三瀬村）

新免許法に定める基礎資格と単位を修得すれば、それぞれの学問を修めながら教員の資格を取得できるという開放的な制度であった。

新しい教員養成は、すべて大学教育で行うという原則に従って、旧制度下に教員となつた者は、新制大学制度に基づく不足単位分を、地方大学の教員養成を主とする学芸大学か、教育学部で受講し現職教育を受けることになった。二十四年五月制定の国立学校設置法による本県唯一の佐賀大学教育学部では、夏季、冬季休暇を利用して受講させることになった。

この現職教育は、二十五年度から一〇か年計画とされていたが、二十六年六月の免許法改正に伴つて現職教育五か年計画に再編成して、三年度で一応終了した。それには受講教員の便をはかつて、夏季休暇中を利用した国立大学の公開講座、免許法認定通信教育、単位修得試験、免許法認定講習の四つの方法がとられた。本県では、県教育委員会主催で、現職教育を実施した。

教員需給 戦争末期ごろから、有資格教員の応召が続いたことによつて、全国的に教員の不足が生じた。そのため、当時、無資格の代用教員（新制度下の助教諭）、わけても女子教員が増加していた。これに六・三制の実施で有資格教員の需要が急激に増大した。

ここに新制中学校ではその性格上、師範学校、青年師範学校出身の中堅層を配置せざるを得ないため、小学校の教員構成が弱体化した。それに加えて、養護教員の必要は教職員の不足に輪をかける事態を生じた。当時の養護教員の任用の状況は次のとおりである。

昭和二十二年四月二十四日

新制中学校・小学校養護教員の任用について

養護教育の重要性にかんがみ昭和二十二年度より各新制中学校・小学校に各一

名を限り県費負担の養護教員（止むを得ざる場合は養護婦）をおき得ることとなつたから左記により至急内申する様願いたい

記

(一) 目下欠員中の小学校においては適任者物色の上、一般教員の新採の場合と同様小学校より地方事務所経由内申すること

(二) 目下町村費負担の養護婦のみをおく学校は一名限り前号(一)に準じて内申すること

※注意 大きい学校或いは養護婦教育に特に熱心なる学校において県費負担以外の養護婦をおくことは差支ない

教員不足の現象も一九六六年三月ごろから短期大学卒業者の就職、一九八八年三月新制大学卒業者の就職もみられるようになって、次第に緩和されていった。

教育課程の改善 新学制発足当初、文部省は新教育課程の基準として

と学力テスト 二十二年三月「學習指導要領」を告示し、試行したが、これは、二十六年七月に全面的に改訂された。二十七年の独立回復後は戦後の道徳教育のあり方が論議を呼ぶようになり、三十年二月、小・中学校社会科の一部改訂が行われ、道徳教育・地理・歴史の指導の充実をはかることとなつた。さらに三十三年十月には全教科にわたり全面改訂がなされ、特に改訂にあたつては道徳・算数・理科の基礎教育に重点がおかれた。このあと、小学校は四十三年七月、中学校は四十四年四月再び全面改訂が告示され、小学校は四十六年度、中学校は四十七年度から実施されることとなつた。

前記の道徳教育は毎週一時間特設することになつて、これが実施に移された三十三年十月を前後として波紋をよんだ。「道徳の時間における

指導は、他の教育活動における道徳教育と関連を保ちながら、これを補充し、深化し、統合し……」とする道徳指導書に対する反論が起った。「道徳の時間を特設することは必要がないのみか有害で、時間を特設すれば必然的に徳目的言語主義的となり、抽象的な民主主義的道徳理念が無内容な形式的観念として子どもたちに注入され、子どもたちの内部で民主主義そのものが真空化されてしまうおそれがある」とするもので、一部にはこれに対する反論も呼んだ。

三十二年改訂の新教育課程の研究会や講習会の開催に際しては、教職員組合は出席阻止の直接行動をとった。県教委と教職員組合との交渉は決裂し、三十四年六月の唐津市での研究会、同七月県下四か所で開いた中学校教育課程講習会は、有田会場・鳥栖会場も流会、唐津会場・佐賀会場は警官隊の出動をみる混乱となり、ただ県婦人会館での技術・家庭科講習だけがどうにか終えることができた。混乱を避けるために県教委は、小学課程の講習会をついに延期した。翌三十五年七月に至って県教委と教組との交渉が成立し、講習会問題もようやく解決した。

△学力テストの実施▽

この教育課程のもとで、学習指導の改善と教育条件の整備をはかるための基礎資料をうる目的で、文部省は小・中・高校の児童・生徒の学力調査を実施することとした。三十一年度は国語・算数(数学)の二教科を、三十二年度は社会・理科、三十三年度は残りの教科について実施された。そして三十四年度にはさらに国語・算数(数学)について第一回との比較調査がなされた。

さらに、三十六年から四か年はより豊富な資料を得るために、全国の中学校一、三年生の学力調査が行われた。これは義務教育最終段階の学力

についての調査資料を得るため、該当学年全員を対象とした。しかし、学力一斉調査は「政府による教育統制の一つ」とし、また「教員の評価に連なる」として日教組は拒否戦術を打ち出した。

三十六年十月、県教委は「学力テストの結果は指導要録に記載せず」と独自の方針を決定したが、佐教組は学力テストの労務提供拒否を決議した。しかし、県教委は学力テスト実施を再確認し、同二十六日県下中学校全校で実施した。結果は、便船欠航の東松浦郡加部島を除いてほとんど一〇〇%の実績であった。ただし、一部教員の職務命令違反で、処分内申書提出を勧告された厳木町があった。

三十七年七月の中学校の学力テストは、県西南部の集中豪雨被災の四校を除いて一〇〇%実施された。しかし、同十月に行つた高等学校では、佐賀農業高校の生徒の一部が答案を白紙提出するという事態が生じたが、学校教育方針が問題視され、同年十二月の県議会で紛糾した。

その後、四十一年六月の学力調査では佐教組の労務拒否で混乱し、中学校二七校が返上した。特に、東松浦郡北波多村教育委員会では返上の責任を負つて、教育委員が総辞職をした。しかし、その後は波乱もなく平穏に実施されるに至った。

勤務評定問題 地方公務員は、二十五年十二月制定公布された地方公務員法によって、勤務成績の評定が規定されている。教職員についても、三十一年六月公布された地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、「県費負担教職員の勤務成績の評定は、地方公務員法第四十条第一項の規定にかかるらず、都道府県委員会の計画の下に、市町村委員会が行うものとする。」と決められた。

この勤務成績は、その職の職務遂行の基準に照らして評定されるもの

であり、職務の分析が困難で職務遂行の基準がたてられ難い教員の場合、勤務評定を行いうるか否かということで論議をかもした。

三十二年九月二十日文部省は、教員勤務評定制度の趣旨の徹底、教員の服務の厳正について配慮するよう通達した。そして十二月末、全国都道府県教育委員長協議会が勤務評定試案を決定するによよん、問題が全国化した。三十三年七月、文部大臣は全国知事会議の席上で、勤務評定の完全実施を要望し、年末までに実施しようとする文部省と、これを阻止しようとする日教組とが激突し、地方では県教委と県教組との対立激化を生んだ。

本県では三十三年一月二十日、坂井県教育長は小中学校校長会の席上で、勤務評定実施の意向を表明した。現在の勤評には問題ありとしていた同校長会も、二月にいたって勤評研究委員会を設けて準備に当たった。佐教組は、三月八日を期して佐賀・唐津の両市で、教育危機突破県大会を開き、勤評反対闘争を決議強化した。

県教委は五月十二日勤評試案を提示した。同月十三日佐大でも教授会の反対声明、同月十五日佐大自治会の反対運動としての授業放棄、同月十七日高等学校教職員組合員全員と佐教組の一割動員による撤回要求、同月二十日佐教組は反対と撤回要求貫徹の臨時大会を開くなど、情勢が緊迫した。同月二十二日県教委は実施を決定し、十月十日を提出期限として、翌二十三日に、県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則を制定公布した。

そして七月の夏季休暇に入つて、県下各地で勤評説明会を開いたが、教組の阻止運動で混乱した。八月には県町村会・議長会が勤評賛成を声

明し、九月には杵島郡・武雄市の小・中学校教頭ら二九人が、勤評阻止闘争に反対して佐教組脱退を声明し、県教職員協議会を結成するなど混亂はつづいた。

この間、県教委は勤評実施の基本方針を決定し、規則通りに実施して勤評提出期限を十一月八日としたが、実績は九五・六%であった。

これに対して教組側は、組合員による校長の逆評価をもつて対抗した。実施が遅れていた多久市教委は、十二月末になって勤評実施を通告し、これと前後して小城郡内小・中学校教頭一三人全員が佐教組を脱退した。

明けて三十四年二月、県教委は勤評一年延期の大町町教委に提出を勧告したところ、三月十四日評定実施に踏み切り、県教委と教組支部との板ばさみにあつた町教育長は同月十七日辞表を提出するに至つた。三月末の人事異動期を前にした県教委は大町町に、勤評を提出しない限り大町町の人事異動を行わないと通知したが、ついに大町町の提出は果たされず、従つて人事異動も行われなかつた。

三十四年九月の定期勤評提出は、高校一〇〇%、小・中学校九四%で、未提出は鳥栖市・大町町・嚴木町・江北町の各教委であつたが、嚴木町教委は責任を負つて十月一日、教育委員の総辞職となつた。鳥栖市は十月三十日提出したので、十二月の定期昇給も大町町を除いて発令となつた。そして暮れ迫る十二月二十一日、もつれこんだ大町町教委の勤評提出をみることになった。

こうして、もめにもめた勤評問題も、ようやく鎮静に向かつた。
すし詰め 戦後の最も特徴的な社会現象にベビーブームと技術の高
学級の解消・度化がある。前者は、復員と外地引揚げによる出生児の

急増となり、これが波及は二十八年度から始まった。後者は、所得倍増政策に伴った経済成長に支えられ技術の革新を招來したのである。

この生徒急増期におけるすし詰め教室の出現に対して、国は三十四年から五か年計画を立て、さらに第二次、第三次と改善を加え、四十九年から新五か年計画が策定された。

ところで、独立回復の二十七年頃の学級編制と教職員定数の基準は、当初の学校教育法施行規則の規定に拠っていた。学級編制は同学年編制を原則とし、一学級の児童生徒数は、小・中学校では五〇人以下を、盲・ろう学校の小・中学部では一〇人以下を標準としていた。教職員定数は、小学校（盲・ろう学校の小学部）では、校長のほか各学級に一人以上の専任教員を、中学校（盲・ろう中学部）では、各学級ごとに二人の教員をそれぞれおくことが基準とされていた。



戦後の児童急増で新設された小学校（多久市）

され、これを基準にして二十四年度から第一次五か年計画を実施した。すし詰め学級解消を目標としたこの法による学級編制は、小・中学校とも五〇人、特殊学級は一人、盲・ろう学校の小・中学部で一〇人をそれぞれの目標とした。教職員定数については、この法律によって算出された定数が、基準財政需要額算定の測定単位となり、また、三十九年からは義務教育費国庫負担金についてもこの定数が限度となって、財政上の裏づけが明確にされた。

三十八年には、学級規模の適正化と、新教育課程の実施に応じた教職員組織の充実をはかることを目的として、この定数標準の法律の改正が三十八年十二月になされた。この結果、三十九年度を初年度とする第二次五か年計画をもつて、学級編制については、小・中学校とも四十五人を、特殊学級一人を、それぞれの標準目標とした。

教職員定数については、この期間中の児童・生徒数の自然減に伴う教職員定数の減少わくを利用して、学級定員数の減少と学級数増をはかる方針がたてられた。

また、三十八年六月の義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令の改正で、不正常授業の範囲が拡大され、三十九年五月同改令が再び改正さる標準に関する法律が制定

すし詰め学級解消計画

単位：人

区分	第1次計画					第2次計画						
	年	度	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
小学校員	1学級	校員	58	56	56	54	50	49	48	47	46	45
中学校員	1学級	校員	54	54	54	52	50	49	48	47	46	45

資料：文部省学制百年史資料編

れて、教室不足の範囲が明示されるなど、従来の富裕団体以外の道府県についても、標準法によって算出された教職員定数までを国庫負担の最高限度とすることとされた。

第三次計画初年度の四十四年五月、教職員の負担軽減と、より一層の学習効果の向上を目指してこの標準法が一部改正された。そして教職員定数にしても、べき地その他教育困難地域の学校に手厚い配置をなしうるよう、教職員の増員がみられるようになった。

すし詰め対策は、学級編制の基準改正と施設整備が並行し、特別教室を普通教室に転用する姿は解消した。また、普通教室の増築とともに老朽危険校舎の改築もはかられて、三十八年十二月杵島郡北方中学校で生徒会の最中、すし詰め学級の床が落ちて一三人の重軽傷者を出すというようなことはなくなった。

学校施設の整備は、三十三年四月二十五日、制定された義務教育諸学校施設費国庫負担法により、危険校舎については、二十八年八月制定された公立学校危険建物改築促進臨時措置法に拠つた。

設備の充実策 義務教育費の全額国庫負担要求は久しかったが、ようやく二十七年八月八日、教職員給与の都道府県実支出額の二分の一と、教材費の一部の国庫負担を規定した義務教育費国庫負担法が公布され、二十八年度から施行されることとなつた。

そして一年後の二十九年八月八日、学校図書館法、理科教育振興法が公布され、ともに二十九年度から施行された。これによって、先の国庫負担法に基づく図書および各設備に対する国庫補助金が振り替えられた。しかし、三十三年五月「義務教育費国庫負担法に基く教材費の国庫負担の限度額算出の基礎となる額を定める政令」が公布され、教材費の国庫

国庫負担率が一部負担から二分の一負担に改められた。

ところが、学校教育に必要な教材の基準設定がなされていなかつたので、設備充実の具体的展開をはかるにも、また、将来への充実目標設定のためにも不充分であった。そこで四十二年八月、義務教育諸学校の教材基準が新たに設定され、一〇年計画で教材整備が促進されることとなり、基準金額の八〇%までをその実績達成の目標とした。

中学校では、四十四年に改訂された学習指導要領の実施が、四十七年度からとなつた。この改訂によって中学校のクラブ活動が必修となつたことに伴い、そのための教材整備が五年間で達成することとなつて、国庫補助金も大幅に伸びた。

(II) 財政再建と教育問題

二十四年二月十八日未明、県庁舎を焼失したことは、県にとっての大痛恨事であった。

同年三月の定例県議会では、「行政整理対策特別委員会」が設置され、一方には失業救済、中小企業融資が叫びつけられた。このような情勢下で、教育界は定員定額の基準の問題、定額の引き上げ、高校施設の整備、実業教育の振興、社会教育関係の人と設備の充実等、教育費は年を追つて膨張した。こうして二十五年以来、支出増に悩みつづけてきた本県財政は、二十八年度の決算で約四億円の赤字を出すに至つた。ここまで追い詰められたことの主な原因是、当時の地方税財政制度の不合理、教員の定数増による給与費の増大、それに相次ぐ災害による復旧費等が挙げられる。

二十九年三月二日、定例県議会の開会冒頭に、鍋島知事は「県財政は

赤字であり、県政の重大危機だと痛感する。今日の地方制度にからまる不合理が累積したことが主な原因であるが、赤字補填に努力する」旨の演説を行って、六億数千万円の水増し歳入を含む二十九年度予算案を上程した。

原案の「減額修正」を迫る自由党と、「やむを得ない」とする社会党とが激しく対立するなかで、十六日知事案は採決された。が、三十一日の幕切れになって県政同志会によつて突如提出された「県の赤字は人件費が大きな原因である。次期県会までに機構簡素化と人員整理案を提出せよ。」という決議案が可決され、五月の臨時県議会、九月の乱闘県議会というその後の県政を揺がす事件の糸口となつた。

五月二十九日から始まつた臨時県議会で、知事は

「ただいま御説明申し上げました約四億の赤字を繰上げ充当として、二十九年度へ繰り込んでくるという状態になつたのでござります。

その原因につきまして二、三考えてみますれば、簡単に申し上げますれば、第一番目に、やはり根本的にはシャープ勧告によりますところの地方税財政制度の一つの制度が、農村県であります。特に佐賀県のような小県に対しましては、非常に他の府県に比して何と申しますか、不合理が生じてきて、どうしても交付金の額の算定その他において十分の額が得られない、平衡交付金を上回る県費の絶え足しをして進まなければならんような状態になりますとともに、純喫費の自主財源の率が、全体の総予算の約三割前後であつて、あとの七割はいわゆる国庫支出金、あるいは平衡交付金、国庫補助金といふものに依存しなければならぬ、まったくの中央依存の財政であるということであるとかと考えております。

さらに第二番目といつましても、御承知の通り給与改訂費の増加等が、現実の給与費とそれから平衡交付金等に算定せられますところの給与費との差、ある

いは国家公務員との差等によりまして、県費の充当をいたさなければならぬということであります。

第三番目には、御承知の通り昨年佐賀県を襲いました大災害でござります。」と説明した。

そしてさらに、赤字は二十九年度末までには一〇億円に達するとして、三億円節減の更正予算案、教育費では五、五〇〇万円の入件費節減、教育研究所・文化館の廃止、教育事務所の統合等の案件を提出し、論議は「教育の質的低下」に集中した。

一方、首切り反対を唱える教組、県職組、地教委、PTA等による抗議と集会、傍聴デモは連日つづけられ、ついに県議会最終日の六月七日には議場が混亂するにいたつて流会となり、議案は審議未了となつた。

八月一日、鍋島知事は参議院地方行政委員会の喚問を受けて、県財政窮屈の実情を公述した。

審議未了となつた三億円節減案は、九月七日からの県議会に、ふたたび提案されたが、十八日の採決をめぐる与野党の争いで、乱闘県議会となり、二十一日には「警察隊出動」という事態を招いた。

明けて三十年九月十三日、知事は県教育委員会に対して自主再建計画による協力をもとめ、「教職員七〇〇人削減の定数条例」の送付を要請した。これに対し県教委は「四〇八人の削減要綱」を回答した。

十月八日から始まつた県議会で、知事は「年度末には一五億円の赤字が見込まれる。赤字財政克服と今後の健全財政確立のために」として、条例の送付方を再び県教委に要請した。松信県教育委員長以下四人の委員（他の二委員は病欠）は、知事・議会・地教委の間に板ばさみとなつて辞任した。

三十年十二月二十九日、地方財政再建促進特別措置法が公布施行され、三十一年三月の県議会で同法適用申請を議決し、五月県議会で法定財政再建計画が議決されて、自主再建から法定再建に踏みだした。

ところで、県教委が三十年九月知事に回答した四〇八人の人員削減要綱は、三十年度と三十一年度の兩年度で実施し、強制退職は行わず欠員不補充によって行うというものであった。自主再建計画は、三十一年の法定再建計画の実施に伴いこれに移行したが、この間、定員、予算等の問題に関連して県教委はあらゆる努力をつづけ、三十一年五月一日知事に対し、教職員の配置については定数条例による三十年度の配当基準を維持すること、昇給昇格は給与条例に基づいて実施すること、を内容とする「佐賀県財政再建計画作成に対する意見書」を提出した。

五月十五日、前述したように法定再建計画は県議会で議決されたが、この計画によると三十一年度の教職員の定員は、七、五一四人ですでに配置されていた数より一五九人少なかつた。このため、三十一年度本予算を編成するに当たり（当初予算は九月までの暫定予算であった）二五九人分の入件費は予算に計上されず、過員は九月末日で整理せざるを得なくなつた。しかし県教委は、年度途中で過員を整理すると教育現場に混乱を招来する恐れがあり、これは絶対避けるべきであるとの配慮から、三十一年度末までには計画の定数に合わせるよう努力することを条件に、二五九人の十月以降六か月分の経費を予算化するよう知事に対し強力に折衝をつづけた。その結果、知事も県教委の要望を認めたが、自治庁（現在の自治省）の強硬な反対に遭つた。しかし、この計画の変更是翌三十二年二月上旬によく承認されるに至つた。

また、県教委は再建計画による定数減を最少限に食いとめるため、三

十二年度の予算編成にあたり必要な財源の獲得について、県当局と交渉を重ねた。

こうした情勢のなかで、佐教組は、法定再建計画は教育的見地を忘却したものとして反対し、定数減は教育の破壊であるとして、実力行使に訴える方針を打ち出し、三十二年二月十日臨時大会を開き、三日間の休暇闘争を決定した。

県教委、佐教組は、解決の糸口をみつけようとして、ぎりぎりまで交渉をつづけたが、合意に達せず、佐教組はついに「現職員の現員確保と昇給昇格の完全実施」等を要求して、二月十四、十五、十六日の三日間にわたり、いわゆる三・三・四の割合で全組合員の参加によるいわせい休暇闘争を行つた。

県教委は、この闘争は、地方公務員法第三十七条で禁止されている争議行為であるとして、四月二日幹部一人を六か月ないし一か月の停職処分に付した。佐教組は、これを不当処分として撤回を要求するとともに、日教組も佐教組の全面支持を表明し、各県教組へ佐賀県教委に対する抗議を指令した。

一方、稻田文部次官は処分支持を表明し、灘尾文相も声明を出すなど事件は拡大し、自民党調査団・社会党調査団が来佐し、衆議院文教委員会でとり上げられるにおよんで、全国的問題に発展した。

四月二十四日、県警察本部は地公法違反容疑で佐教組幹部一〇人を逮捕、二人を任意で取り調べ、七月六日佐賀地方検察庁は四人を起訴した。日教組は大がかりな刑事弾圧だとし、佐賀に「不当弾圧対策本部」を設置して法廷闘争に力を入れた。

佐教組は行政処分について県人事委員会に、不利益処分の審査請求を



教育費削減に反対して知事公告に

押しかけた労働団体 昭和29年10月

行つた。これら一連の事件を佐教組事件と呼ぶようになつた。

なお、この事件の発端となつた、二五九人の超過分のうち、希望退職者を除く一二〇人について

では、これを認める財政再建計画の変更がなされたため、過員による分限免職等の事態は発生しなかつた。

この事件を契機に、教育費を保障しようとする動きが強くなり、義務教育職員の標準定数を設け、その定数を基礎として地方交付税の算定基礎とする、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律が、三十三年五月制定をみている。

一方、財政再建団体となつた本県は、その後は自治庁の厳しい規制を受けながら、節約方針をとつた。そのうちに地方行政制度の改革、経済事情の好転で、県財政は三十四年度以降は黒字決算を見るようになった。

三十六、三十八年度の二回にわたって、財政再建債の繰り上げ償還を行ひ、当初一年間の予定であつた再建計画を二年短縮し、三十八年度をもつて完了した。

ところで、佐教組事件は裁判事件となつて長く尾を引いていた。

三十七年八月二十七日、佐教組事件の判決公判が佐賀地方裁判所で開かれ、裁判長は「地方公務員法第三十七条は、公共の福祉に反する恐れのない争議までも禁止してはおらず、被告人らの行為は、公共の福祉に反していない。」という要旨で無罪を言い渡した。佐賀地方検察庁は、法令解釈に誤りがあるとして福岡高裁に控訴した。

四十二年十二月十八日、佐教組事件控訴審判決公判が福岡高等裁判所で開かれ、三十七年の佐賀地裁判決につづいて無罪の判決があつた。判決の要旨は、「地方公務員法第六十一条四号で処罰の対象としているのうち、希望退職者を除く一二〇人については、特に違法性の強い争議行為であるか、どうかには一定の基準があり、被告人らのせん動行為は、特に違法性の強いものとは言えない。」というもので、福岡高等検察庁は、事実認の疑ありとして最高裁判所に上告した。

次いで四十六年三月二十三日の最高裁上告審公判の判決も、地裁、高裁同様に無罪となり、被告の四人は同年四月一日付で復職した。

また、三十二年十月二日行政処分（休職）を不服とした被処分者四人が、佐賀地裁に訴えを提起した行政処分無効確認等請求の訴訟は、最高裁の無罪の判決に伴い、四十七年六月九日裁判長より「和解」の勧告があつた。これに基づいて双方が話し合つた結果、四十八年三月三十日和解が成立した。まさに事件後、一六年の星霜をおくつていた。

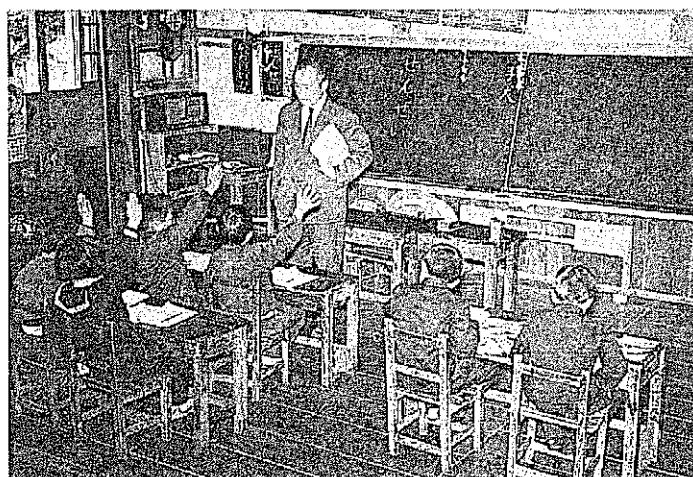
一方、前述の停職処分を受けた一一人（うち一人は途中で訴えを取り下げ）に係る行政処分無効確認等請求の訴訟は、佐賀地裁を経て、今日なお福岡高裁に係属中である。

四 教育の谷間に光を—へき地教育

二十九年六月、へき地にある学校の教育水準の向上をはかるため、へき地教育振興法が制定された。交通条件および自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間、離島等のへき地に所在する学校の教育は、教員の確保、施設設備の整備、学習指導等にいたるまで、数多くの困難性がつきまとるものである。この法は、へき地におけるこの難条件克服のために、国と地方公共団体とが協力して、教育の地域的格差を是正し、その水準の向上を期し、総合的に施策を進めるためのへき地振興法である。この法律により、へき地教育の調査研究、教員住宅や集会室建築費の補助等が定められたが、三十三年四月に一部改正されて、都道府県の任務の整備、へき地手当支給の義務化、国庫補助率の増加と保健管理費および通学用バスやボートの購入費補助等、補助の範囲も拡充された。その後四十五年、四十九年と一部改正がはかられて、へき地手当の支給対象がへき地に準ずる学校にまで拡大された。

現在の振興方策をまとめると、

- 一 環境整備費補助 学校自家発電設置費、テレビおよび録音機購入費、給食施設設備整備費、寄宿舎建築費、給水施設および学校ふる整備費、ジープ購入費、携帯用歯科ユニット・歯科用巡回指導車購入費、保健室整備費。
- 二 教職員優遇策 特別昇給制度、多学年学級担当手当支給、へき地勤務教職員の子弟のための高等学校寄宿舎建築費補助。
- 三 児童・生徒勉学補助 寄宿舎居住費、遠距離通学費、高度へき地パン・ミルク給食費



へき地の小学校の授業風景 昭和38年4月

四 教育援護 へき地教

育研究校指定、複式教育課程作成、へき地教育資料の収集刊行、複式学級用教科書の調査研究、へき地複式指導者講座設置、シート式録音器購入費補助、複式学級の編成基準の改善。

というように、教育機会均等の恵みの光は歩一步、改正ごとに谷間谷間にへと差し込んで本県のへき地学校およびこれに準ずる学校は、県へき地手当支給条例によって、法に準拠した改善を進めている。なお、本県のへき地の現況は次のとおりである。

	(一級地)	(二級地)	(三級地)	(計)
小学校	九	二	三	十四
同分校	一四	五	一	二〇
中学校	七	一	二	一〇
計	三〇	八	六	四四

戦後の視聴覚教育が、学校教育はもとより、社会教育にも一応の普及を

みるようになった二十六年末ごろから、山村、離島の学校を中心として「小さな学校研究会」が、自然発生的に開かれていた。二十七年四月、県教委はこれを大同団結させ「県小さな学校教育研究会」を発足させた。

また、へき地教育向上のため、へき地の村長、村議會議員、教育委員、P.T.A.代表、「小さな学校」の校長代表等を構成員とする「へき地教育振興会」を組織した。そして、「小さな学校教育研究会」の顧問的立場から、施設設備の充実、教職員の増配、優遇等へき地学校の問題解決の推進基盤となつてその対策につとめた。

本部を教育庁学校教育課におき、三養基・神埼の両郡を一円とする神埼支部、佐賀郡支部、小城・多久支部、東松浦支部、唐津支部、伊万里支部、杵島郡一円の武雄支部、藤津郡一円の藤津支部と鹿島支部の九支部をおいた。

この「小さな学校研究会」は、九州では本県が最初に設置したもので、九州大会の会場も二回担当した。初回は四十二年に伊万里市黒川町を中心とする山間へき地で、第二回目は四十四年に唐津市から東松浦郡の離島の多い地区を会場に選定したが、島の学校とその環境の実態は出席者に多大の感銘を与えた。

就学奨励 教育の機会均等を保障した六・三制の教育充実に当たつて、自然的地域的に教育の谷間にあつた前述のへき地教育に対し、家庭の経済的条件による就学困難な児童・生徒の教育問題がある。もとより生活保護法が二十五年五月制定され、この法に吸收され措置されることがとなつたが、救済措置の境界にあるボーダーライン層が問題である。

学校教育法第二十五条において、経済的理由によつて就学困難と認め

られる学齢児童の保護者に対して市町村の援助を規定し、中学校にも準用されているのは、主として生活保護法によつている。

これに對してボーダーライン層にある要保護者救済策として措置されたのが、三十一年三月、就学困難な児童に係る就学奨励についての国の援助に関する法律である。この法律は、翌三十二年度から中学校にも拡充された。この法律により、三十四年には修学旅行費、三十六年には学用品費、通学費、四十二年に通学用品費、四十四年に校外活動費と補助対象が拡充されていった。

(五) 教育の谷間に光を—特殊教育

教育の谷間としては、前述の地域性と経済条件のほかに第三に挙げられるものは、本人自身の身体的条件に係る心身障害児の問題がある。新学制では從来から学校体系に組み込まれていた盲・ろう学校のほかに、新たに養護学校を新設し、学校教育法第七十五条第一項の各号に示す比較的軽度の心身障害児のための学級、いわゆる特殊学級の設置を認めた。

二十八年六月、文部省は「教育上特別な取扱いを要する児童生徒の判別基準」について通達し、特殊教育の対象と教育的措置を示した。それによると障害事項を七種に分類し、判別基準の境界線にある層の精神薄弱者について、基準指示事項と正常児との中間にあるもの（IQ七十五から八五の程度）を境界線児とし、現在、精神疾患、脳疾患を有する精神遲滞にある者を示した。そして基準に示した程度の軽いものを特殊学級に入れる措置が望ましいとした。同時に、他の六項目についても、最も整症なものを特殊学級に入れて指導することを勧めた。

文部省は全国特殊児調査の結果を憂慮し、三十二年度から特殊学級新設の市町村に對して設備費の補助を開始した。三十四年十二月中教審の特殊教育の充実振興についての答申に基づき、比較的軽度は特殊学級、重度は養護学校によることを原則とすることとした。

四十二年度には心身障害に關する全国じつ皆調査を行い、総合的研究調査の結果、特殊教育の改善充実のための基本要項を立てた。この要項は、(1)柔軟で彈力的な取り扱い、

(2)普通児とともに教育をうける機会を多く、(3)すぐれた教員、(4)義務教育後の教育、(5)一般社会の啓発の五項目であった。

特殊学級 本県では、二十四年ごろから能力差の教育救済策を大きな課題としてとり上げ、各種の救済方策を研究し、また調査等も深めた。そして二十六年度から特殊学級が開設された。

二十八年五月二十九日、佐賀県特殊教育研究会の発会式の準備会を、西川副村立西川副小学校で行い、同年七月二十六日、唐津市立唐津小学校で発会式を行った。三十年になると、三十三年の伊万里市大坪小学校を始め、全

県下に普及し、四十二年十一月の県指定研究発表会で頂点に達した。

四十六年六月、中教審は次の四項を答申した。(1)特殊学級の義務設置、(2)療養中の児童・生徒に対する教育形態の多様化、(3)施設整備、(4)障害児に対する施策と処遇の改善であった。

本県でも四十九年五月から、療養中の児童・生徒に対する訪問指導員制度を実施し、また、県就学指導委員会を同時に設置した。訪問指導員

は、国立肥前療養所内や中原小学校の分教室に屬する国立療養所東佐賀病院内の特殊学級、および家庭療養児等を巡回実地指導するもので、身

所はその地区的教育事務所に属する嘱託員とした。なお、五十年度現在の嘱託員は八人となつてゐる。

昭和40年9月
就学指導委員会は、市町村教育委員会または特殊学校から、就学指導上特に困難なものとして要請のあつた児童・生徒の



中原小学校の分教室での授業

就学指導や、市町村就学委員会の運営についての指導をその職務とした。委員は、教育関係者・学識経験者一五人で組織し、事務局を県教育庁学校教

育課に置き、担当の係を置いた。

盲学校　わが国の近代盲・ろう教育の創始は、明治十一年五月京都ろう学校に開業した盲聾院といわれている。本県では、大正十二年勅令で道府県へ盲・ろう学校の設置義務づけがなされた翌十三年十月十三日、西田喜平経営の盲聾教習所と大塚竹次経営の佐賀盲学校が合同して、私立佐賀盲聾学校と改称した。そして翌十四年一月、佐賀市水ヶ江町に民家を借用して授業を開始したことに始まるもので、同六月文部省の設立許可を受けた。昭和四年一月、水ヶ江町に新校舎建築、同六年四月より県立代用指定となり、八年四月、ろう聰部中等部もおいて授業を開始し、九年四月県立盲聾学校として県立移管となつた。

終戦直前の二十年八月五日、佐賀市の空襲で全校舎が全焼した。以後、転々として民家を借用、二十二年四月新学制施行に当たって盲・ろう二部に分離独立して、佐賀県立盲学校、同県立ろう学校と改称した。これより先の二十一年二月、全国ろう聰学校職員は連盟を結成して、ろう聰教育の義務制実現を期した決議をきつかけとして、他団体もこれを援護し実現運動を起こした。二十二年四月施行された学校教育法にも盲・ろう学校は掲げられたが、この谷間への光は薄かった。

二十三年四月七日「中学校の就学義務並に盲学校及びろう学校の就学義務及び設置義務に関する政令」が公布された。これによつて、二十三年度に学齢に達した盲児・ろう児について、盲学校・ろう学校への就学を義務づけ、以後学年進行で義務制が進められ、盲・ろう学校の義務化をはかることになつた。

本県の事情に立ち返つてみると、空襲で焼け出されて校舎を失なった兩校は、仮校舎の転居生活から脱するため、新校舎建設が急がれた。二



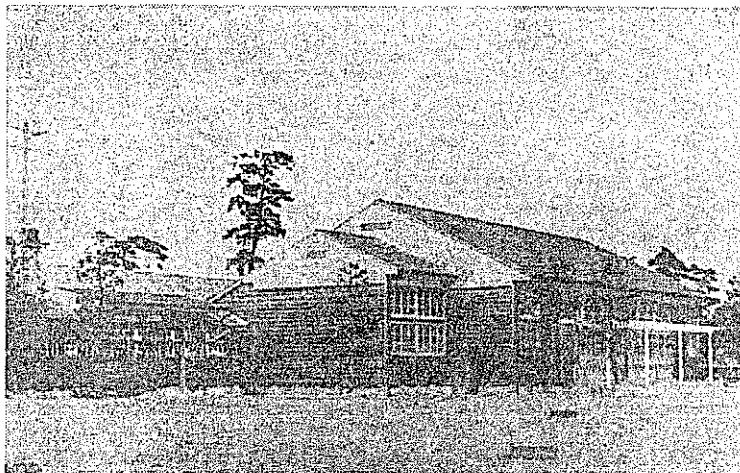
昭和43年4月　県立ろう学校の音感教室

五月第二期工事（一三三坪）が完成、二十九年には食堂を含む寄宿舎（一八三坪）も完工した。三十年三月校舎（一五四坪）、寄宿舎（二四坪）、三十三年にはさらに寄宿舎（上下一五六坪）、養護室（一二坪）、三十四年南校舎（一七三坪）、三十五年木工室被服室（各二二・五坪）と次々に完成し、三十六年には寄宿舎の分舎敷地（二〇五坪）を買収し、翌年二月二階建て（一二〇坪）の寄宿舎が完成した。

しかし、こうした建て増しも限界となつたため、三十九年十一月全面的に校地の移転と校舎の新築をはかるため、鍋島町の現在地二万九、五九八坪の敷地を買収した。

十二年二月、盲聾学校ほか三校の復興資金調達と併せて、インフレ下の浮動購買力の吸収策として発行した「佐賀県復興くじ」の発売には、盲・ろう学校の生徒たちが街角に立って協力し、学校建築への熱意をみせた。

二十四年五月、當時借



モデル建築候補校として文部省から指定された県立盲学校(昭和27年完工)

四十年十一月新校舎の起工式を挙げ、鉄筋三階建て本館延べ二、二十四〇m²(六七二坪)、ブロック平家建寄宿舎一棟延べ一、七〇九坪(五一三坪)の完工をみて四十一年十月移転を完了した。つづいて四十二年十一月体育館六一三・一一坪(一八五坪)の完工を待って、十二月十五日総合落成式を行なった。そして四十七年三月に幼稚部の校舎四〇一坪が完工するまでに、総工事費一億七、二〇〇万円が投じられた。

一方の盲学校は、戦災焼失後ろう学校同様に水ヶ江町の校舎から、近くの私立竜谷中学校(旧制)、高木町の願正寺、上芦町の民家と転居した。

二十二年新学制施行を機会に盲学校改廃で分離独立し、県立盲学校と改称した。

同年九月上多布施町の日東航機青年学校跡にろう学校とともに移転し、

二十三年四月政令で盲教育の義務制を実施し、二十六年七月上多布施町中折(現在地の天祐一丁目)に敷地一万一、二三〇m²を買収し校舎建築に着手した。工事は特殊教育施設としての特徴を發揮するべく工夫されたもの

で、同十月には文部省から盲学校モデル建築候補校として指定された。当時、連合軍総司令部民間情報教育局のフランク・B・ジャドソン大佐はこの設計図を見て特に感銘したといわれる。

二十七年三月第一期工事、同八月第二期工事、同十月第三期工事、二十八年一月第四期工事と次々に完工した。また、二十七年十月の全国盲教育研究大会の会場ともなり、大会の出席者が例年にならぬ多いことは、モデル的盲学校の新建築がもたらしたものであった。

この設計・建築にあたり、特に①障害者の単なる収容所にならないよう、②盲人の心理状態、生理現象を調査して付帯設備の構造や配置を定めること等が配慮された。

進歩的なこの盲学校の施設は、特殊教育における建築のあり方に、いろいろな示唆を与えた。その後、四十三年三月同町二本黒木に寄宿舎用地三、七二二坪の敷地を買収し、四十四年六月鉄筋コンクリート二階建ての新築寄宿舎に移転を完了した。そして五十周年の記念すべき年に六〇〇坪の体育館が新築落成したのは、五十年三月であった。

そのうちに県が誇りとした盲学校舎も年経るままに古さびた建物となつたため、五十三年度に三億七、〇〇〇万円を投じ、改築されることとなっている。

二十八年十一月学校教育法施行規則の一部改正で職業指導部を、中学校・高校とともに盲・ろう学校にも設置することになった。二十九年六月、盲・ろう・養護学校就学奨励に関する法律の制定によって、就学に伴う父兄の経済的負担を軽減して就学率を高めることとなつた。この内容は①教科用図書購入費、②学校給食費、③寄宿舎居住費の一部または全部について県の負担であったが、三十四年に通学または帰省を要する

交通費、三十五年に修学旅行費、三十六年には学用品の購入費の国補助へと拡大されていった。

学習指導の内面では、三十二年三月盲・ろう学校小学部、中学部の學習指導要領一般編が通達され、同年度から実施された。三十五年二月には、残る高等部の學習指導要領一般編が通達されて、三十五年度から実施された。また、三十六年には学校教育法の一部改正が行われ、特殊教育の対象となる児童・生徒の範囲が明確にされた。そして、三十九年三月學習指導要領小学部編、四十年二月には中学部編がそれぞれ策定された。次いで四十一年二月、高等部の学科を定める省令が公布され、同三月に高等部の指導要領が定められた。

盲学校およびろう学校用教科書は、戦前の昭和四年以来文部省で編集してきたが、しかし、盲学校用点字教科書は、三十三年から新しく編集する必要があるもののほかは、小・中学校用教科書に部分的修正を加えることになった。

ろう学校用教科書は、言語指導体系の確立を前提とし、各学年ごとの言語能力についての見通しが立たないと他の教科書の編集を進め難い事情もあり、国語教科書(言語指導)の編集に重点がおかれた。そのほか、小学部律唱教科書(音楽)の編集が行われた。

県立盲学校は、二十七年八月、理療師養成学校としての申請が認可され、職員も三十七年九月司書として一人、三十八年職員三人、三十九年には一〇人、四十三年八人と順次増員された。また施設も、四十三年弱視特別教室小・中学部各一室を設置し、四十五年には職業教育の設備充実をはかって理療科の設備を近代化し、四十八年には保健理療科を設置した。

ろう学校でも就学奨励の充実は前項同様であるが、職業指導の上から二十七年九月理容科を設置し、三十三年六月理容科実地練習所を設置した。三十五年三月身体障害者更生相談所の移転跡の建物を譲り受け、四十四年四月三学級を開設した。そして四十七年三月には幼稚部の専用校舎四〇一棟が完工するなど、学校内外の整備充実がはかられた。

養護学校 養護学校は新学制によってはじめて学校体系に組み入れられた。盲・ろう学校とともに小学部・中学部として義務制が規定されたが、国や公共団体としての援助・奨励という具体的措置は立ちおくれていた。二十九年六月制定された、盲学校、ろう学校及び養護学校への就学奨励に関する法律で、就学のための必要経費を国・県で負担し、保護者の経済的負担が軽減されることになった。しかし、学校教育法付則第三九条で、養護学校に関する就学義務および都道府県の設置義務が施行されていなかつたため、設置してもその必要経費はすべて設置者が負担しなければならなかつた。そこで養護学校の義務教育の早期実施を目標に、三十一年二月、公立養護学校整備特別措置法が制定されて、建築費や給与費、教材費等について、他の公立義務教育諸学校同様に国の負担や補助が得られるようになつた。

そして、三十二年六月、養護学校への就学を就学義務の履行とみなすことになって学校教育法の一部改正がなされ、同時に、盲・ろう・養の各学校幼稚部・高等部における学校給食に関する法律が制定された。三十四年十二月、中教審の答申に基づき、重度の心身障害児は養護学校での教育が原則とされた。養護学校では、さらにこれを精神薄弱、身体不自由、病弱のそれぞれに対応した別種の養護学校を設けることにな

つて、三十五年度から年次計画で増設することになった。

就学奨励については盲・ろう学校の項で述べたように、三十四と三十六年にわたって修学旅行費、通学や帰省の交通費、学用品費等の補助制度がたてられた。そして三十九年一月、文部省は特殊教育振興方策を発表して、養護学校の設置を都道府県に義務づけた。

四十六年六月、中教審は、今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について答申した中で、特殊教育の積極的な拡充整備事項を次のように提言した。

一 養護学校における義務教育の実施

二 重度の重複障害児のための特殊教育施設の整備

三 心身障害児に対する一貫した施策と処遇の改善

養護学校の教育内容の改善としては、学習指導要領の制定と改善があるが、年表式にまとめると、次のとおりである。

三八・四・一 養護学校小・中学部学習指導要領精神薄弱教育編

三九・三・二七 同中学部肢体不自由教育編並びに病弱教育編

五・三〇 精神薄弱養護学校児童生徒のための算数・数学教科書を作成配布

四〇・三・三一 国立養護教諭養成所法公布

三六・三・一三 養護学校（精神薄弱教育）小学部・中学部学習指導要領改訂

同（肢体不自由教育）小学部・中学部学習指導要領改訂
同（病弱教育）小学部・中学部学習指導要領改訂

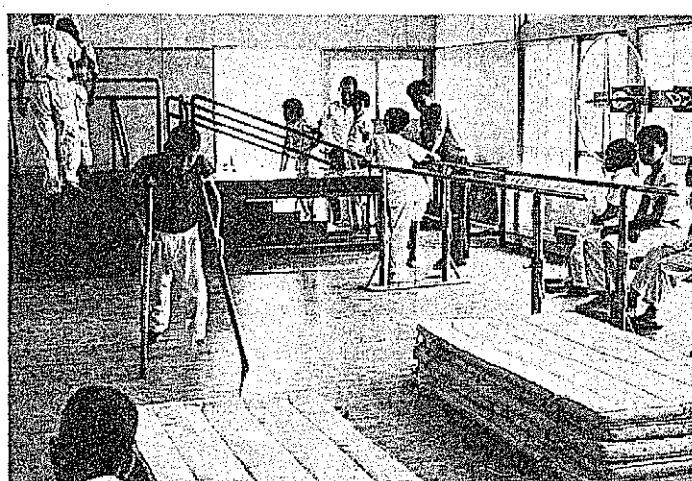
この四十六年の改訂では、心身の障害に即した特別の指導分野として、養護・訓練という新領域が設けられた。盲・ろう学校の学習指導要領は四十一年に制定されたが、養護学校については未制定であった。四十七年三月、教育課程審議会の「盲・ろう・養護学校高等部の教育課程改革案について」の答申がなされ、四八年四月改訂実施された。

教科書は、特に精神薄弱児用としては、その特性から肢体不自由児や病弱児と異なり、小学校・中学校の教科書の利用が適切ではないので、国語・算数・音楽の三種について編集が行われた。

八県立金立養護学校

本県の養護学校は、三

十五年四月、肢体不自由児施設として社会福祉法人佐賀整肢学園が、佐賀市金立町の現在地に開園されたことに始まる。そして小・中学校の各一年級ずつを、金立小・中学校の分教室として併置し、肢体不自由児の教育を開始した。



県立養護学校の機能回復訓練 昭和42年7月

金立養護学校概要

年度	学級数			児童・生徒数			教員数	職員数
	小学部	中学部	高等部	小学部	中学部	高等部		
43年	19	11		148	86		45	36
50年	22	11	6	115	69	57	73	61

の中学校は金立・久保泉両中学校を統合して金泉中学校となつた。次いで三十七年四月中学校一学級増、三十八年四月小学校一学級増となつた。四十年四月には小学校に重度障害児学級を設置したので、小学校五・中学校三の学級数になつた。

このため、四十一年四月一日、県立養護学校設立準備委員会を設置し、校舎（整肢学園西隣り金立町三本杉）の建設ほか諸準備に当たり、四十二年三月までに校舎、寄宿舎が完工したが、総工費は二、九〇七万円であった。

四十二年四月一日、県立養護学校の門標を掲げ、これまでの金立小・金泉中学校の分教室は県立養護学校の分教室に変わり、小学部は重度障害児学級一を含めて七、中学部は三の学級編制とした。これに対して新設の本校は小学部六、中学部は一年を二学級編制として四、計一〇学級の編制とし、六月一日から開校した。

四十三年三月には、学級増に伴う教室、特別教室、寄宿舎を増築した。四十四年当初の学級編制は、本校一九学級、分教室一三学級と膨大した。

四十六年四月、高等部設置に伴う校舎完工をまつて高等部（第一学年一学級十五人）を開設し、高等部第一学年二学級編制の認可を受け一〇人が入学した。

四十八年四月には、県立大和養護学校を開設する運びとなつたので、

の中学校は金立・久保泉両中学校を統合して金泉中学校となつた。次いで三十七年四月中学校一学級増、三十八年四月小学校一学級増となつた。四十年四月には小学校に重度障害児学級を設置したので、小学校五・中学校三の学級数になつた。

このため、四十一年四月一日、県立養護学校設立準備委員会を設置し、校舎（整肢学園西隣り金立町三本杉）の建設ほか諸準備に当たり、四十二年三月までに校舎、寄宿舎が完工したが、総工費は二、九〇七万円であった。

△県立大和養護学校

県は教育の機会均等と福祉施設拡充のため、四十七年三月、佐賀郡大和町の用地二万八、〇二四畝を買収し、同七月精神薄弱児の特殊教育設施として、県立大和養護学校を設置することとし、同十一月から工事に着手した。

明けて四十八年一月、同校設立準備委員会を発令し、三月末には管理・特別教室棟、小学部棟、寄宿舎、機械室、実習棟（計二、九三五畝）が完工した。四月一日には教職員四二人を発令し、小学部六年級三三人、中学部三年級三三人の計九学級編制とし、四月十六日入学式を挙げた。

翌四十九年四月には、小・中学部とともに二倍の学級増となり、校舎、寄宿舎、特別教室も学級増に応じて増築して、五十一年二月には五一〇畝の体育館も完工した。また、同年三月、県教委は高等部の設置を決めた。本校の概況は下記のとおりである。

このほか国立佐賀療養所東佐賀病院（三

大和養護学校概要

年度	学級数			児童・生徒数			教員数	職員数
	小学部	中学部	高等部	小学部	中学部	高等部		
48年	6	3		40	15		18	24
49年	12	6		80	33		31	37
50年	12	6	1	81	38	10	37	44

養基郡中原町）内に、病弱児を主体とした養護学級が、中原小学校の分教室となっていた。県は、東佐賀病院に隣接して独立校舎を建築し、五

十二年四月を目標に「県立中原養護学校」として開校する予定である。

以上のほかに、佐賀市緑小路の社会福祉法人精薄施設めぐみ園養護学校があつた。

三十八年一月七日、養護学校設置認可をうけ、二月一日入校式を挙げた。三十九年三月起工以来四十年五月、国・県の補助をうけ鉄筋一部三階の建物が落成した。開校後職員寮、講堂等の増築を重ね、児童八〇人に対し、職員二三人で教育に当たっていたが、四十二年四月県立養護学校の設立をまゝて、翌四十三年三月末日閉校した。

こうした特殊教育最大の福音は、四十八年十一月二十日の政令で養護学校の就学義務および設置義務が規定されたことであった。本県でもこれに応じて、五十三年度から伊万里市大川内町に精神薄弱児を対象とした県立第二養護学校（仮称）を設立することとし、六億八、六〇〇万円を投じて着工する予定である。

(六) 幼稚園教育

新しい幼稚園 終戦までの幼稚園は学校と区別して取り扱われ、設置、廃止、規則等は、大正十五年四月制定の幼稚園令によつた。

戦後の学制改革で、幼稚園教育は学校教育法の中に組み込まれた。それにより、正規の学校体系の一環として独立の地位が認められ、学校に関する基本的事項のすべてが幼稚園に適用されることになつた。

幼稚園の位置づけが明白にされたことは、旧制度と異なった主要点の一つであるが、具体的には学校教育法に示されている。これを要約する

と、次の点が挙げられる。

一 幼稚園の目的・目標が明示された
二 原則として、幼稚園の設置主体が、国・地方公共団体および学校法人となつた

三 設置・廃止に関する手続きの原則が明示された
四 園長および教員の免許状・資格等に関する原則が明示された

五 保母の名称が教諭と改められ、園長および教諭の職務が明示された

一方、幼稚園と年齢的な相関関係にある保育所は、二十二年十二月制定された児童福祉法によって、乳児（満一歳未満）、幼児（満一歳から小学校就学まで）の保育施設として規定され、学校教育機関としての幼稚園と一線を画されている。すなわち、保育所は、日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児または幼児を保育することを目的とする施設であるのに対し、幼稚園は、幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする教育施設である。

しかし、福祉施設としての保育所、学校体系の一環としての幼稚園が激増してくると、この一線の解釈が薄らいできた。そこで三十八年十月文部省初等中等教育局長・厚生省児童家庭局長は、幼稚園と保育所との関係について運用解釈を通達した。

その概要是次のとおりである。

一 幼稚園は幼児に対し、学校教育を施すことを目的とし、保育所は、「保育に欠ける児童」の保育（この場合幼児の保育については、教育に関する事項を含み保育と分離することはできない。）を行うことを、その目的とするもので、二者は明らかに機能を異にするもの

である。現状においては両者ともその普及の状況はふじゅうぶんであるから、それぞれがじゅうぶんその機能を果たしうるよう充実整備する必要があること

二 幼児教育については、将来その義務化についても検討を要するので、幼稚園においては、今後五才児および四才児に重点をおいて、いつそうその普及充実をはかるものとすること。この場合においても当該幼児の保育に欠ける状態があり得るので保育所は、その本来の機能をじゅうぶんはたし得るよう措置するものとすること

三 保育所のもつ機能のうち、教育に関するものは、幼稚園教育要領に準ずることが望ましいこと。このことは、保育所に収容する幼児のうち幼稚園該当年令の幼児のみを対象とすること

四 幼稚園と保育所それぞれの普及については、じゅうぶん連絡のうえ計画的に進めること。この場合、必要に応じて都道府県または市町村の段階で緊密な連絡を保ち、それぞれ重複や偏在を避けて適正な配置が行われるようにすること

五 保育所に入所すべき児童の決定にあたっては、今後いっそう厳正にこれを行なうようにするとともに、保育所に入所している「保育に欠ける幼児」以外の幼児については、将来幼稚園の普及に応じて幼稚園に入園するよう措置すること

六 保育所における現職の保母試験合格保母については、幼稚園教育要領を扱いうるよう現職教育を計画するとともに、将来保母の資格等については、検討を加え、その改善をはかるようにすること

幼児教育の内容整備としては、二十二年二月、文部省は幼児教育内容調査委員会を設置し、ここで作成された幼児保育要綱を基礎として二十

三年三月、保育要領を発表した。これは保育に携わる教諭だけでなく、一般的の母親のためにも幼児教育の参考となることを意図して編集されたものであつた。その後の改正は次のとおりであった。

二三・三・一 保育要領 刊行

三一・二・七 幼稚園教育要領
制定（保育内容において小学校

との一貫性をねらいとした。保育要領は廃止）

三九・三・二三 改訂幼稚園教

育要領を告示

幼稚園の幼児指導を適切にす

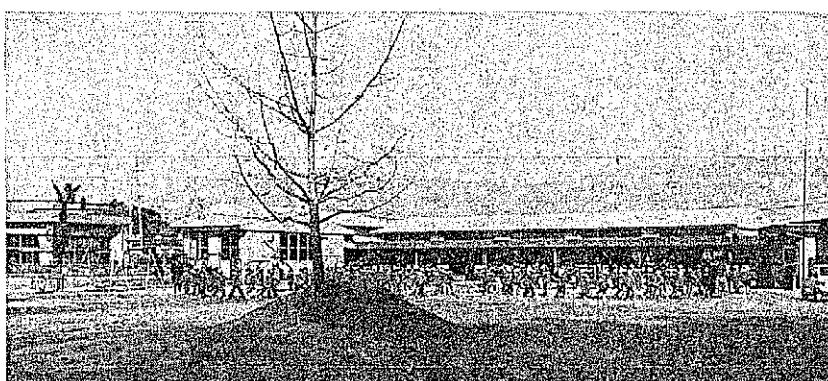
ることを目的として、二十六年

三月「幼児指導要録」の形式が通達された。これは、保育要領に充分に示されなかつた指導の目標を補足したもので、保育要領から教育要領への改正過程となつた。

要録改訂は次の経過をたどつた。

二六・三・一九 幼児指導要録の形式を通達

三一・二・ 改訂幼稚園幼児指導要録を通達



園舎と幼稚園児（三日月幼稚園）

四〇・一・八 幼稚園児指導要録を改正通達（再改訂）

三一・一二・一三 幼稚園設置基準（省令）通達

保育要領が発表された翌二十四年五月、教育職員免許法ならびに同法施行法が制定公布された。創設されたこの新教員免許制度で、旧幼稚園令による幼稚園教員免許状は、幼稚園教諭普通免許状または同臨時免許状、同仮免許状と変わった。この免許状の取得は幼児保育課程の認定を受けた大学等において所定の単位修得、または授与権者が行う教育職員検定試験の合格者に授与されることとされた。

これによって、改革前、試験検定または無試験検定で国民学校初等科教員程度の資格を有する者に授与していた幼稚園令時代に比べて、幼児教育重視の比重が大きく変わった。

それに、免許状を統一したことは、幼稚園教育が從来主として家庭教育を補うという役割程度にしか認めていなかつたことに對して、満三歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児を対象とする学校教育機関となつたことを示している。

設備基準 保育要領が刊行配布されて、園舎、園庭、遊具の整え方等と施設 指示されたが、その基準を示すものではなかつた。

そこで二十七、八年ごろからの幼児の激増、幼稚園の新・増築の必要に迫られた市町村や私的設置者に対する認可権者である県教育委員会や知事からも、幼稚園の編成、施設、設備についての基準設定が強く要望された。

文部省は二十七年五月、幼稚園教育の水準維持とその向上をはかつて、かねての要望に答えるものとして「幼稚園基準」を発表し、通達した。その後の設置基準改訂の経過は、次のとおりである。

二七・五・二一 幼稚園基準を通達

次に施設の面では、終戦後の二十四年ごろからベビーブームに入った人口現象は、同時に入園児の激増となり、二十六、七年ごろから幼稚園の新・増設を見るようになった。

国は二十八年から、公立幼稚園の施設整備および設備について国庫補助を行い、四十二年からは私立幼稚園の新・増築にも国庫補助制度がとり入れられた。県では、四十五年から学校法人立幼稚園に対し経常費の助成を行つてきが、五十年からは、國も県の助成費に対し国庫補助金支出の道が講じられた。

また、就園奨励についても四十七年から、市町村の入園料、保育料減免の肩代わりとして幼稚園就園奨励費補助も行つてきた。

このほか、五十年七月公布された義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業等に関する法律で、公立幼稚園女子教員にも五十一年度から適用されることになった。

振興策および 文部省は三十九年八月、幼稚園教育振興七年計画を立てた。本県の幼稚園で、人口一万人に一幼稚園の配置、就園率六三・五%目標を立てたが、四十六年にはさらに第二次七年計画で、希望する四、五歳児全員の就園目標を立て企画調査に入つた。

本県の幼稚園教育は、終戦間近い昭和十九年以後、本土空襲の激化とともに、幼児保護の立場から休園または廃園するものが多かつた。終戦当时存続していた幼稚園は、佐賀市内の私立三園、唐津二園（公立一・私立一）、伊万里の私立一園、小城の私立一園、有田の公立一園で、公

立二・私立六の計八園に過ぎなかつた。

終戦後は極度の食糧難と物資難に襲われ、幼稚園の復旧開設よりも廃園したものが多かつた。その後、二十五年ごろからようやく食糧安定化への兆しと、工業生産の復興につれて、人心の落ち着きがみられ、幼稚園も息を吹き返してきた。ことにベビーブームの幼児増加現象は、にわかに幼児保育施設の急増を促した。県下の設置状況は、二十八年から十三年までをピークとしている。

また、五十年度末現在の本県の幼稚園は国立一、公立一〇、私立九一、計一〇二となつてゐる。一方、幼稚園教員の養成機関は、佐賀大学と私立の三短期大学がある。佐賀大学では教育学部の小学校コースによるもので、私立竜谷学園では三十年に佐賀竜谷幼稚園教員養成所の認可を得、三十七年に竜谷短期大学に保育科を増設した。

そのほか、三十九年に永原学園の佐賀短期大学に保育科を増設、旭学園の佐賀女子短期大学でも四十二年に児童教育学科をおいた。これらの課程にはそれぞれ付属幼稚園を開設し、実習に当たらせてゐる。

四 高 等 学 校

(1) 新制高等学校の発足

二十二年四月一日から新学制は施行されたが、新制高等学校は一年間の準備期間を設けて二十三年四月一日から発足した。この一年間の猶予によつて、旧制中等学校から新制高校への移行措置準備や地域内の旧制中等学校間の統合等が、混乱もほとんどなく円滑に進められた。

新制高等学校の発足に当たつて、総司令部は次の三原則を強く指示した。

一 学区制 二 男女共学 三 総合高校

これは、教育の機会均等実現のため、旧制度の中等学校いわゆる旧制中学校、実業学校、高等女学校、実科高等女学校の間の格差を是正するものであり、男女平等の原則に立つ修学とその期間の平等化、民主化をねらいとし、また、地域性を生かして高校教育の普及を主旨としたものであった。

文部省は、この三原則の推進については漸進的な姿勢をとり、必ずしも男女共学でなくてもよいとしたが、地域性を生かした総合制については積極的な姿勢を見せた。

準備期間中の中央での全国学務課長会議や各種中等学校長会等、出席者の帰任談が発表されるたびに郷土新聞の報道をにぎわした。

二三・六・二五 中等学校の昇格問題、学制改革に伴い従来の各中等学校は高校昇格か、合併か、それとも新制中学になるかいろいろ取り沙汰され、学校当局はもちろん生徒父兄らの関心的となつて、全国学務課長会議の結果、公立中等学校は全部高校に昇格させる見込みと内定、一応ホッとしたが、取り残された私立中はどうなるか

六・二六 公立商業校は全昇格か

九・九 昇格が廢校するか、成美高女（市立）問題、表面化す

一二・三 新制高校の構図 現中等校全部を昇格、地域の特性に応じた学科を設ける、定期制高校は一四に

二三・一・一〇 新制高校に旧制中学は全部昇格、四月一日開校される新制高校について、県は文部省試案並びに本県特殊事情を考慮、検討中

であったが…

一一一・一一一 旧制中学 全面昇格見合せ―数校統合の総合高校設置か―新制高校の設置数は本省予算の未決定と定期制についてはつまりした見透しがつかないため県でもフラフラの状態・全面昇格に検討を加えようと六・三制は発足以来設備、教員予算その他苦しいいばらの道をたどり・新制中学に重点を置き新制高校は一般中等、商工農各学校を地域別に数校統合する総合性にするほうが将来女子の進学数を考慮した場合も適当であるというので…

三・三一 学校は建てられぬ 財政難から統合の気運・独立高校にはなし、金はなしで経費ねん出におおわらわ・県学務課に申出でた地区はすでに一市三町におよんでいる

このように、準備期間中の県内一般の様相がうかがえるが、旧制中等学校在学中の生徒もその家庭も、そのまま旧制で卒業するか、新制高校を選ぶかが話題の中心となっていた。

また、学校父兄会にしても、先に掲げた佐賀市立成美高等女学校の場

合は、成美高女と同校併置の新制中学校、それに市立第二新制中学校といふ三校の寄り合い世帯となっていた。父兄会や同窓会は新制中学の校舎や設備に追われる市の貧窮財政から、長年の歴史を持つ成美高女を廃して第二中校舎に使用しようとする動きがあるとして、結束して新制高校昇格の陳情運動を展開したのは、二十二年九月からであった。

一方、県西南部の鹿島町（鹿島市）の県立鹿島農商学校（男子農業科・男子商業科・女子商業科）では、県立鹿島中学校と県立鹿島高等女学校の中にはさまれて、新制中か新制高かで意見の対立をかもしたが、しかし、三原則の総合制に照らしてほぼ全面的に高校昇格への方向に沿つ

て対立も鎮まつた。

二十二年十二月末、文

部省が通達した「新制高等学校実施準備」によると、機会均等という新制度の根本原則の上から、必ずしも男女共学でなくてもよいこと、地域性の尊重、いわゆる地方の実情とりわけ地域の教育的意見は尊重すること、と

いうのであって、文部省としては三原則の画一的実施の指導はしなかつた。



旧制佐賀中学校

三十三年一月二十七日、文部省令第一号によつて「高等学校設置基準」が制定公布された。これによると、二学科以上を設置する高等学校の編制・整備について、この省令の規定の適用が不適当と認められる事項については、省令が示した二本立ての暫定基準に基づいて必要な定めをなすことができるとして、その権限を都道府県監督庁にゆだねた。これによつて、総合制高校の設置に連なる旧制実業学校の編制も容易になつた。

旧学制から新学制への移行

昭 21 年 度	昭 22 年 度	昭 23 年 度	昭 24 年 度	昭 25 年 度
	6・3制実施。 本年度末で青年学校 は廃止。	新制高校発足。	新制中学校は義務就 学の生徒だけで全学 年を形成。	旧制中等学校は、こ の年まで26年4月 廃止。 新制高校入学者だけ で全学年を形成。
旧制度の大要				

県は、二十三年一月一日、さきに組織した新学制準備協議会にはかけて旧制中等学校の全面的高校昇格を内定した。定時制については二十二年秋以後、進学希望調査ごとに志願者数の減少をみるとことになり、一応本校設置の定時制のみにとどめた。

学校体系の改編方針が決定していくと、中等学校在学中の生徒は、自己の進学目標の照準を新学制による学校の体系に合わせた。本県下の場合、二十二年度の六・三制の実施の際、中等学校併設の新制中学校に籍を移していた。私立中等学校、わけても女学校の場合は、併設中学校に転ずるもののが少なくて、学校によっては新制高校三年のクラスがないところもあった。前表は、旧学制から新学制への移行を表わしたものである。

表でわかるように、二十二年度に併設中学校三年に転じたものは、二十三年三月末には新制中学校最初の卒業証書を手にした。

そして四月にはそのまま横すべりして、新制高校初の一年入学者となつた。

こうして、二十二年度の旧制中等学校在学中の四年生は、二十三年四

月新制高校二学年に横すべりした。同じく五年生在学中の生徒は、旧制中等学校の卒業証書を手にして社会に巣立つ者と新制高校三年に編入する者とがあった。しかし、高等女学校生徒の場合は四年制度であったため、四年生には高女の卒業証書を握って校門を後にする者と、新制高等学校の二年に編入する者とがあった。また、研究科にあつた女生徒にも、修了証書受領後、なお高校三年に編入した者もあった。

二十三年四月一日、新制高等学校が発足した。県では四月八日、高校発足に伴う人事異動を一應発令したものの、欠員の補充は満たされず、

総合制採用地区の場合の校長配置が困難であったため、校長異動を後回しにして発表した。

こうした諸準備を経て、二十三年四月二十六日県立新制高校はいっせいに開校式を挙げた。

県立二六、特殊二、市立一、私立三の計三二校の中等学校全校が高等学校となつたが、旧小城中と旧小城高女は小城高校に、旧武雄中と旧武雄高女は武雄高校に、旧鹿島中、旧鹿島高女、旧鹿島農商は鹿島高校となり部制を敷いた。

(二) 高校発足その後—全日制

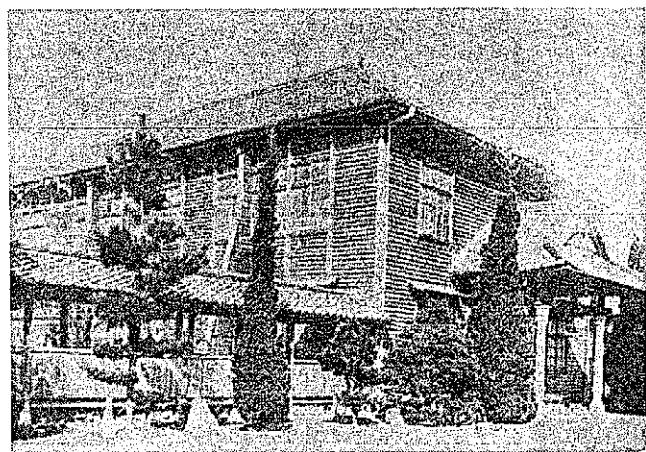
男女共学

明治の学制施行以来、永年の男女別学の修学体系を維持してきた日本に、小学校から大学に至るまでの男女共学の体制を敷くといふのは、終戦による総司令部(GHQ)の至上命令によらなければ、その実現を期すことは容易ならぬことであった。

高等学校の男女共学は青少年期にあるという点からも、その実現には予備段階を必要とした。

高等学校で男女共学を最も早く試行的に実施したのは、鹿島高等学校第三部いわゆる元鹿島農商学校、のちの鹿島実業高等学校であった。高校施行の二十三年五月二十四日から商業科に男女共学を試み、六月学務課の二人の視学が視察した結果は「男子は乱暴さがなくなり、女子は甘酸っぱさが消え、お互いに慎重になった」として成功の評を下している。しかし、全般的にはいろいろな意見が出されて円滑な運びに至らないところが多かった。

この年の二学期の初めになつて小城・武雄・鹿島の三高校では、一部



昭和20年代の成美高等女学校

の教科、たとえば音楽などについて、男女共学を試行的に実施した。同様に、二学期末の十二月には唐津の高校（第一・二高校・実業高校）でも三校が相寄って、総合的共学制の実施について予備協議するなど、永年の習慣を変えることには慎重であった。

こうした雰囲気を経て二十四年一月、県教委は、新学年の四月から男女共学を全面的に採用する方針を決定した。そこで、男女共学実施に踏み切るには、旧来の中等学校の校舎では便所の新築という施設の整備が必要であった。

学制改革の三原則の一つである男女共学制を実施に移したのは、この年四月の新学期からであった。

ただ佐賀農業高校や佐賀・鳥栖両工業高校では二十五年度までは女子の志願者は皆無であって、有田工業高校は二十四年度から園芸科に女子四人が入学した。また、同じ農業高校でも地域によっては当初から女子の入学志願者の出た高校もあった。

二十三年度の女子入学志願者は神埼農業高校二七人、伊万里農林高校二三人となって、当初は女子部を設置し、二十五年度から男女共学に入

った。二十七年度から農村家庭科を設置するによよんで、県下の全農業高校の女子入学者は定員をはるかにオーバーする状況を続けるようになつた。このように男女共学の実施は、従来の習慣を一挙に改めることはできなかつた。

学区制 学区制は、教育の民主化および教育の機会均等の理念を実現し、兼ねて高校教育の普及をはかる趣旨によるものである。公立の高等学校の平均化をはかり地域性を生かすため、都道府県教育委員会に、学区制制定の権限が与えられた（旧教育委員会法第五〇条四および第五四条 通学区域の設定）。

二十四年一月、県教委では学区制を検討の上実施する方針を立て、三月九日、一〇学区を決定し、二十四年度入学者選抜試験を学区制によって実施した。

その後、高校の分離、分校の創設等によって二十六年九月、二十八年二月と一部改正を行い、佐賀郡、小城郡の山間部で郡界接近の地域は佐賀高校と小城高校との共通区域と定めて一一学区とした。三十一年一月と三十三年一月には、折からの町村合併に伴う区域の一部改正をはかり、三十五年一月、道路の改修舗装による交通機関の発達に応じて共通学区を廃し、学区名を〇〇高等学校区から地域名を冠した〇〇学区に変更して、学区内の高校を指示した。

その後、三十七年四月と三十九年二月に、分校の統合、昇格、分離独立等によって、新設高校の学区を指定する改正を加えた。

佐賀高校の分離 二十三年四月の新制高校発足当時、県立学校は盲・ろう学校を除いて二六高校であった。しかし、これでは施設設備の整備

高等學校学區制

(初回 昭24.4.1施行)

学区	所属地域
佐賀高等学校区	佐賀市、佐賀郡、神埼郡蓮池町、境野村 小城郡北山村、南山村
神埼高等学校区	神埼郡(佐高区所属を除く)
三養基高等学校区	三養基郡中原村、北茂安村、南茂安村、三川村、上峰村
鳥栖高等学校区	三養基郡基山村、田代町、基里村、鳥栖町、蘆村、旭村
小城高等学校区	小城郡(佐高区所属を除く)
唐津高等学校区	佐賀郡川上村(佐高区所属を除く)
伊万里高等学校区	唐津市、東松浦郡
武雄高等学校区	西松浦郡(有田町、東有田町を除く) 杵島郡武雄町、大町町、北方町ほか西部北部9か村
白石高等学校区	西松浦郡有田町、東有田町
鹿島高等学校区	杵島郡東部南部(武高区所属を除く) 藤津郡、杵島郡竜王村

を全うする点から不経済の面が多いため、二十四年四月新制高校を地区毎に統合して一九校とした。統合によって最もマンモス化したのは佐賀高校で、生徒数二、五〇〇人の大世帯となつた。これに通信教育の生徒を加えると三、〇〇〇人に膨れあがつた。

これは、市立成美高校(元成美高女)が県に移管されたためである。二十四年一月、財政ひつ迫のなかに新制中学校建設で頭を抱えていた佐賀市は、老朽校舎の成美高校を維持することは難しいとあって、ついに県に経営移管を陳情した。その内容は、校舎(木造瓦ふき一部二階建て延べ一、八四〇坪)と五〇〇万円、その他施設設備一切を県に移管するという条件がついていた。そこで県は、地方自治法の規定に従つて県議会に移管を提案した。県は経常費の増大も考慮したが、県庁舎焼失後のことではあり、仮庁舎利用と市財政を考慮した結果も含めて、議会にその提案を説明した。県議会もこれによる財政負担増を問題とした点もあつたが、結局、教育的見地から三月二十五日の県議会で、県移管問題は可決された。市立成美高校は四月二十日閉校式を挙げ、明治二十三年佐賀実習女学校開設以来六〇年の幕を閉じた。校舎の大部は五月十日から新県庁舎完工まで、県庁仮庁舎となつてその終わりを遂げた。

佐賀高校は結局佐賀第一・二高校と成美高校の三校合同となつて、佐中校舎跡を西校舎、佐高女跡を東校舎、成美校跡を南校舎と称することになり、募集定員を一、〇〇〇人とした。しかし、この統合による巨大化は問題となり、二十七年五月にいたって、県教委は佐賀高校の分離を検討し始めた。二十九年六月、佐賀市中折に北校舎(仮称)の用地買収を終わり三十年十二月には着工の運びとなつて、翌三十一年三月その一部が完工し、新入学の一年生一、〇〇〇人を収容した。このころ、南校

舍跡は佐賀大学が、農学部増設の条件として併用したので、高校側が使用することはできなかった。

三十五年四月、一段と老朽化した東校舎（佐高女跡）を使用禁止したので、佐高の巨大化問題は北校舎だけの建設で解決されるものではなかった。そこで、三十七年五月に至って北校舎が完工した後、翌六月、県はさらに佐賀第三高校（仮称）の用地として、佐賀市北川副町に四万九、四〇五坪の敷地を買収し、同十一月には起工式を挙げる運びとなつた。

佐賀高校の分離問題はその内容が一般の関心の的となり、県婦人連絡協議会は佐賀市内の県立高校のうち一校は女子高校とするようその設置を要望した。

県高教組は均質分離を申し入れ、また、男女別学論に対し、別学反対の「教育を守る県民集会」が開かれた。こうして、マンモス佐賀高校をめぐる分離問題で議論が百出するなかに、県教委は十一月二十七日佐高の分離処理方針を、次のように決定した。

一 三十八年四月一日から佐高の生徒募集を停止し、新たにこの年度から佐高西校舎を佐賀西高校、北校舎を佐賀北高校とし、新たに佐賀東高校を新設する。

二 志願は自由志願とし、三校ともに男女共学とする。

翌三十八年一月二十三日、佐教組など七者共闘で、三高校の総合選抜制を要求して分離問題が再燃するうち、二月十六日、三校は各自開校した。これによって一年後の四十年三月佐賀高校最後の第十六回卒業式が挙行された。また、四十一年三月の卒業生たちは新設校の第一回卒業生として校門を後にした。

佐賀東高校が工事費三億五、〇〇〇万円を要した校舎の総合落成式を

挙げたのは、四十一年十一月三十日であった。

佐賀西高校が昭和十三年改築当时、県内随一を誇った校舎から、工事費八億一、〇〇〇万円を投じた鉄筋四階建ての現校舎に移って落成式を挙げたのは、五十一年三月三十日のことである。

また、三校のうち最も早く完工した北高校は、三十七年五月落成式を挙げたが、工事費は二億一、〇〇〇万円であった。

唐津地区 唐津地区では、唐津第一・同第二高校が二十四年四月の統合によつて唐津高校となり、第一高校を東校



県立佐賀東高等学校 (昭和38年4月開校)

しかし、三十一年四月に至つて現状を生かすため、唐津東高校・唐津西高校の二校に分離し独立させた。舞鶴城下の唐津東高校鉄筋四階建て

の現校舎は、三十七年十二月完工し総工事費はおよそ二億円であった。

また、西の浜近くの民家に囲まれた西高校も、四十四年三月旧校地の真南に当たる町田の用地買収にかかり、五十年三月整地工事を完了して現在鉄筋三階建ての完成も間近かになっている。

なお、二十六年四月唐津高校に所属した屋間定時制厳木分校は厳木中学校に併置して発足し、普通課程（普通科、商業科、家庭科）を置いていた。二十八年度は普通課程、職業課程（商業科、家庭科）とし、三十一年度は唐津西高校の分校となり、三十二年度に商業科を廃し、三十六年四月独立校舎第二期工事の完成をま



昭和49年5月

県立東松浦高等学校開校式
昭和49年5月
島と、玄界灘に浮かぶ八つの離島を抱え、人口はまばらで面積は広い。進学する生徒は、唐津市に通学または下宿を余儀なくされていた。このため、三十七年五月、唐津、肥前、玄海、呼子、鎮西の一市四町で組織する離島へき地学生寮組合が高校生徒男子寮「玄海寮」を唐津市に建設した。独立高校の設置の要望が強く、四十一年ころから、上場高校開設署名運動が行われ始めた。県は、四十八年八月東松浦郡玄海町新田沖ノ田を校地として、上場高校（仮称）の四十九年四月開校を決定し、四十九年一月に開校準備室を唐津東高校内に設置した。同四月に至ってプレハブ九教室と、当時工事中の鉄筋三階建て一二教室とをもつて東松浦高等学校を開校し、四学級一八〇人が在籍した。校地は三万七、六五一坪、校舎敷地一万三二九坪、工事費約五億四、〇〇〇万円を要して五十年一月に竣工した。

伊万里地区 伊万里地区では、旧制伊万里中学校の後身伊万里第一高校と旧制伊万里高等女学校の後身第二高校は、二十四年四月の統合で伊校となつた。そして三十七年四月定時制課程の募集を停止し、同時に全日制普通課程に切り替えた。伊万里地区産業の復興を目指すところから商業課程の要望によつて二十五年四月、定時制課程に商業科を併置し、二十七年には全日制でも商業科を設置して募集定員を一五〇人とした。そして二十八年四月、商業科を分離し独立させて伊万里商業高等学校とした。伊万里高校は四十三年三月伊万里市二里町に新校舎の建築を終えて移転し、四十五年十月総合落成式を挙げた。鉄筋三階建て延べ八、三六〇坪、校地五万七、四一六坪、総工事費は一億九、〇〇〇万円を要した。

△上場地区▽

唐津地区は、上場合
地と呼ばれる東松浦半

小城・武雄・鹿島地区 この三地区は新学制とともに地区的に統合して、部制を敷いた地区である。旧制中学校を第一部、同高等女学校を第二部とした。

鹿島地区だけは第一部を普通科コース、第二部を普通科・家庭技芸科コース、第三部は旧農商学校を改めた農業商業科コースの三部制とした。そして校長が第一部長を兼任し、第二・第三部長を別に任命した。

二十四年四月の統合に際してはいずれも部制を廃して統合したが、三部制の鹿島高校も部制を廃して普通科、農業科、商業科、家庭技芸科を置いて統合した。その結果、三高校ともに部長を廃して副校長をおいた。

二十八年四月小城高校に併設した定時制牛津分校は、三十八年四月独立して牛津高校に昇格し、四十八年十二月食物科一学級について調理師養成施設として厚生大臣の指定を受け、現在では県内高校家庭科関係の中心校となっている。牛津分校と同時に創設した武雄高校大町分校と、白石高校江北分校は、佐賀商業高校移管などを経て三十六年四月統合独立して杵島商業高校となつた。また、二十九年四月開校した小城高校多久分校は、一時多久工業高校設立準備事務所をおいたが、四十一年二月閉校式を挙げ、三月末をもって炭鉱閉山とともに分校十二年の歴史の幕を降ろした。閉校した分校跡は、私立佐賀女子高校の多久校舎となつた。鹿島高校でも二十八年四月定時制高校嬉野分校を設置したが、三十一年四月昇格独立して定時制嬉野高校となつた。

また、普通科と実業科を総合した鹿島高校も、三十年四月農業科、商業科、家庭科は分離独立して鹿島実業高校と改称した。

以上のように佐賀、唐津、伊万里、小城、武雄、鹿島の六地区とも二十四年の地区内高校の統合から副校長をおいたが、三十一年三月までの

時点では各学校本来の目的に沿って分離・独立し整理されたので、副校長も廃止した。

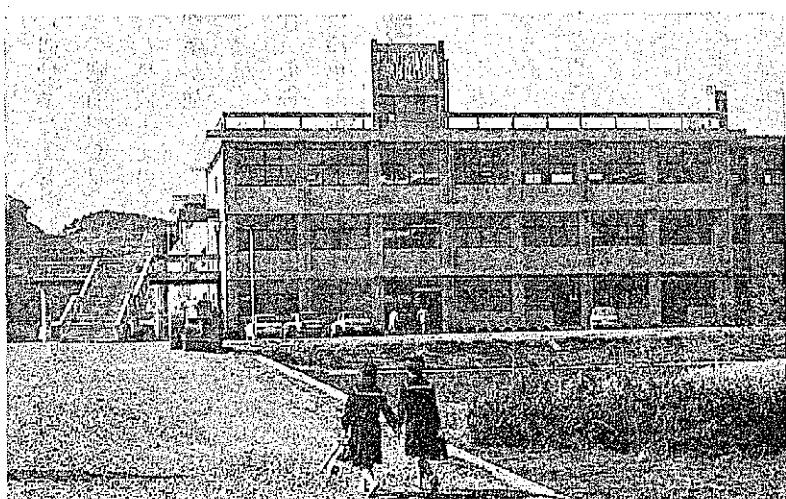
県の西南端で長崎県と接する太良地区も過疎地帯である。ここでも年來の地元民の要請と県立高校整備協議会の答申と相まって、太良地区に普通高校を設置することになり、五十一年度より着工し、五十二年度早々には太良高校が開校の予定である。

鳥栖・三養地区 県東部の鳥栖高校は、女子体育で名をはせた県立鳥栖高等女学校の後身である。新学制によつて

鳥栖高校となり普通科課程を引き、二十四年四月週五日制を採用

し、二十五年四月には二学期制を実施したが、二十八年九月週六日制に、二十九年四月には三学期制にそれぞれ復帰した。

これより先の二十七年四月、同高校は、商業科を増設し、二十八年四月家庭科も設置し



県立鳥栖商業高等学校 (昭和46年4月開校)

業高校設置期成会が結成され、四十五年一月起工し、四十六年四月商業科を分離して鳥栖商業高校として独立させた。

旧制三養基中学校の三養基高校は、二十八年四月三養基郡南部に定時制三川分校を設置したが、交通の発達に伴って三十七年三月廃止した。現在の鉄筋三階建て校舎は四十年三月に、管理棟は四十四年に完工した。

旧制神崎高女の神崎高校は、二十七年四月神崎郡北部に脊振分校を設置し、二十八年四月分校の分教室を最北部の三瀬村に開き、同月合併させて三脊分校とした。しかし、農山村の期待する学科の性質上三十二年四月神崎農業高校がこれを引き継いだ。神崎高校の現在の鉄筋建物は、四十四年三月総合落成した。三養基・神崎の両高校とも、一郡一高校の線に沿って今日におよんでいる。

農業高校 本県の新制の実業高校は、農業四、工業三、商業一、総合実業一のように、米作を主体とした農業県の従来の姿を示していた。これが三十一年後現在では、農業六、工業六、商業六と同数に並んで時代の変転を如実に表わしている。

佐賀農業高校は明治二十八年に創立され、県内実業高校のなかで最も古い歴史を有する学校で、大正十年、時の政争によって佐賀市多布施から杵島平野の中心地である杵島郡福治村福田（白石町）の現在地に移転した。二十三年四月新学制施行と同時に、本来の農業科・農業土木科に多角經營化に応じた畜産科を新設し、二十五年四月から男女共学を実施した。

さらに二十七年四月、農村婦女子の教育向上をはかつて農村家庭科（三十八年四月生活科と改称）を新設して、全学年六〇〇人に増大し県

下六農業高校の中心校となっている。

神崎農業高校は県下の農業校のうち佐賀農業高校に次ぎ大正二年、神崎郡地主立農産学校として設立された。

大正四年には神崎郡立神崎農産学校と改称され、大正十二年四月県移管となり、神崎農学校となつた。

神崎農業高校は、三十一年四月、神崎高校の三脊分校を移管され農業科家庭科を設置した。校舎



佐賀農芸高校の実習

本校の老朽校舎と校地の狭少とは問題になりながらも、農業校としての所要校地の広大と郡中央部という位置の問題から、旧態の校舎に産振法による施設設備がなされてきた。しかしながら、老朽、狭少の問題から同町内に移転すべく検討がなされている。

伊万里農林高校は、大正五年設立され、新学制実施によって当時伊万里農業高校と改称し、農業、林業、畜産の三学科のほかに、一年制度の

女子農業別科を新設したが、二十六年三月別科を廃止した。そして翌二十七年四月伊万里農林高校と改称して旧校名に復した。同校は四〇〇haの演習林による林業教育の特徴をもっている。また、四十二年有田川の大出水による被災額は六、三〇〇万円におよび、伊万里市北畠台地に移転決定し、四十九年十一月総合落成した。校地一四万五、八一三m²、うち校舎敷地六万二、三二六m²、実習地六万六、一八四m²で、総工事費は三億五、〇〇〇万円であった。

佐賀農芸高校は、昭和七年の暮れ、不況の時代に膨大な経費を要する県立佐賀商船学校（佐賀郡中川副村早津江、現在の川副町）を廃止する代わりに、商船学校の三分の一の経費ですみ、しかも国庫補助の大きい農学校を新設するという当時の知事の方針で、県議会を强行突破し設立した。八年四月佐賀師範学校で開校し、春日村（大和町尼寺）に着工、十一年十一月完工した農芸学校の後身が現在の農芸高校である。

新学制施行後の二十五年四月男女共学を実施し、農業科を農業・農業経済・家庭の三コース制としたが、二十八年四月各コースとも科とし、また園芸科を新設した。

南山村古湯の定時制南山分校は、三十九年四月定時制の募集を停止して全日制富士分校とし、農業・生活の二学科をおき現在に至っている。

唐津農業高校は唐津実業高校の分離独立の結果、設立されたものであつて、その胎動はすでに三十三年五月唐津市神田の土地買収に始まつてゐる。三十六年一月に新敷地の農業科教室に移り、三十七年四月に唐津農業高校として独立し、園芸科を増設した。三十九年四月さらに生活科を新設し、体育館の完工で大要の建築を遂げた。校地一九万九、八九〇m²、建坪延べ八、九〇九m²、実習地八万九、〇〇三m²の規模である。

鹿島実業高校は現在、県立学校中唯一の総合制の実業高校で、三十年四月鹿島高校から分離独立し、この時、定時制塩田分校（家庭科）も当校に所属した。三十二年四月、定時制の農業・家庭の二学科を全日制に切り替えた。三十七年度は生徒急増対策として商業科・家政科の定員増をはかり、三十九年度は塩田分校の募集を停止し、本校の家政科を定員増とした。

四十一年四月農業科を園芸科に切り替え（定員八〇人）、四十五年八月園芸科の浜校舎（鹿島市浜町）の完工によって九月移転を完了した。その後、五十一年三月までに浜校舎は校地三万六、六五七m²、建物五一二〇m²、グラウンドも一万七八二m²と整備され、総額一億七、六〇〇万円が投じられた。

工業高校 科学技術の推進は、敗戦により虚脱状態にあった国民に、将来の日本の方向を示し、わけても独立回復後は、日本復興施策のかなめとなり、また経済発展の基盤とされた。本県の工業高校も三十七年から三十九年にわたって、さらに三工業高校が設立された。

佐賀工業高校は、佐賀農学校に次いで明治三十一年五月佐賀市水ヶ江町に創立された県工業学校の後身である。一時は有田に分校をおいたり、自ら佐賀商船工業学校の分校となつたが、昭和十一年佐賀市上多布施の元佐賀農業学校跡に南接する現在地に移転した。

新学制実施後、二十七年四月定時制を設置し、三十七年四月時代にさきがけて電子科を設け、機械、電気、建築、採鉱冶金と併せて五学科に増大した。三十八年より鉄筋三階建ての校舎建築に着工し、四十七年十一月総合落成式を挙げた。校地四万四、六〇〇m²、校舎延べ面積一萬六、〇七七m²で、総工事費は六億三、〇〇〇万円であった。

鳥栖工業高校は県東部にあって北九州工業地帯に接し、戦時中土木科を一時唐津商工学校に移管したが、終戦後復活させた。新学制施行後二十七年度から定時制を設置し、翌二十八年四月工業化学科を新設、次いで三十九年四月建築科を増設し、機械・電子・土木・工業化学・建築の五学科となつた。

四十二年五月体育館完工後、四十七年四月鉄筋四階の教室棟の落成を経て、五十年三月に各実習棟を完成した。校地整備後の総面積は四万九、六八二坪、建物延べ面積一万五、六五三坪で、改築総工事費五億一、〇〇〇万円を投じ校舎の近代化をはかった。

陶都の有田工業高校は、明治三十三年佐賀県工業学校有田分校工業科として設置され、同三十六年独立した。

その後、陶業主体として図案・陶画・模型・陶業・製品の五科を擁していた。終戦当時は窯業・工業化学の二科であつたが、新学制実施とともに図案科を新設し、三学科をおいて発足した。二十七年度電気科、三十八年度機械科を増設して五学科となつた。二十七年七月現校地移転の地鎮祭を行つたが、校地買収に当たつて有田・東有田両町の誘致合戦は当時の話題となつた。三十一年四月泉山より桑古場の現校舎（木造）に移転し、三十八年から学科増設に応じた校地校舎の増設整備に当たり、四十四年十一月総合落成した。

唐津工業高校は、三十六年四月の県教育委員会で唐津実業高校から分離独立に決定。三十七年四月、機械・電気・土木の三学科をもつて開校し、四十年末の体育館の落成で一応の完成をみた。校地四万二、五一九坪で、総額一億七、〇〇〇万円が投じられた。

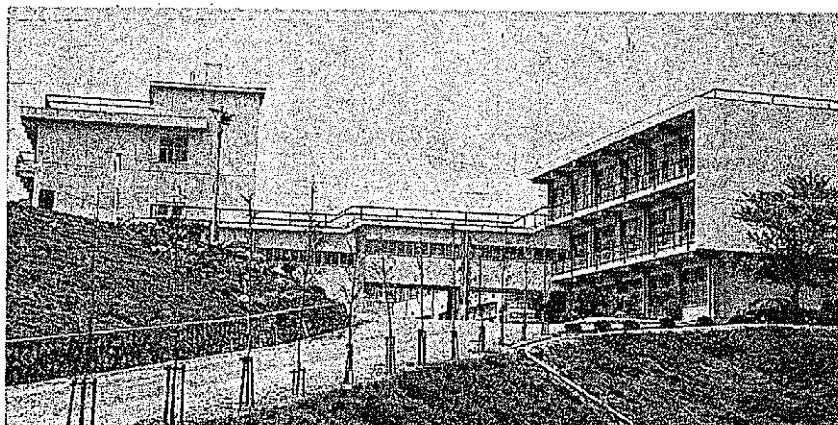
多久工業高校は三十七年七月二十三日の県教育委員会で多久工業高校

(仮称) 設置が議決され、三十八年一月小城高校多久分校に設立準備事務所をおいた。同四月機械科・電気科の二学科で多久市立北部中学校で開校式を挙げ、第一期工事で実習教室二〇〇坪が完工した。翌三十九年四月他校にはない化学工学科を設置した。他の三工業高校の工業化学科が、化学反応を利用して希望する製品をつくることに重点をおく科学装置に対し、当校の化学工学科は工業的規模に合致した製品が生産されるよう設備装置を一定値に制御運転する科学装置が配置された。四十年末第四期工事を完成して四十一年一月校舎落成記念式を挙げた。

建築面積七、三九二坪で、工事費は一億九、〇〇〇万円であった。

塩田工業高校は、三十八

年六月の県教育委員会の議決により、県西部の藤津郡塩田町に設置したが、三十九年四月当初から機械・電気・建築の三学科で開校した。鉄筋三階建て校舎建築着工以来四十三年二月の電気科・建築科実習教室鉄骨二階建ての完工で一応の施



県立塩田工業高等学校（昭和39年4月開校）

設設備の整備を終わった。

校地八万五、三四〇^坪、建物敷地三万七、四七六^坪、工事費は二億円であった。

商業高校

戦前本県内の県立商業学校は三校で、それに鹿島立教実業学校に商学部があった。戦時に入つてソロバンよりも兵器をと要求され、商業科は工業科に転換（鹿島立教だけは農業科に転換）した。終戦後はそのいずれもが本来の道に復帰し、現在では県立六校に鹿島実業高校の商業科があり、商業高校四校の定時制、小城・武雄両普通高校夜間定時制の各商業科というように、県立実業高校の王座を占めた感がある、時代の潮流を如実に物語っている。

佐賀商業高校は明治四十年佐賀市立として発足し、大正十一年県に移管、史蹟館の門を正門としたが、昭和十九年栄城工業学校に転身した。

二十一年旧校名に復し、新学制実施に際しては夜間乙種の併設第二商業学校を夜間部として統合した。二十四年七月、県教委は新教育の実驗校として三か年の研究を委嘱した。二十七年には産業教育振興法に基づく短期商業科を設置開講し、二か年間の文部省の研究指定校として委嘱した、本県の産業教育振興会も、当校を一か年の研究指定校として委嘱した。これによって文部省や県、振興会の後援を受けて、当校の整備はいち早く進んだ。三十五年十一月城内赤松町から、第二期工事が完工した高木瀬町の現校舎に移転した。三十九年十月に移転改築総合落成、総工事費は一億八、〇〇万円であった。このころ高校急増に伴つて三十七年の一九学級は、四十一年には二七学級に増大した。四十七年四月、全日制商業科のうち二学級を情報処理科（定員九〇人）に改編し、四十八年三月には情報処理棟も完成して、県内商業高校の中心校となつた。

伊万里商業高校は、明治三十三年伊万里町ほか四か村組合立伊万里商業補習学校として発足したことに始まり、大正十年県に移管された。昭和二十年四月、伊万里中学校と改称した。新学制実施によつて伊万里第一高校と改称し、翌二十四年伊万里第二高校（旧伊万里高女）と統合して伊万里高校と改称した。そして、夜間定時制の商業科を併設した。二十七年に全日制商業科を設置し、二十八年四月分離独立して伊万里商業高校と改称した。三十九年九月伊万里市立花町の旧校舎から、脇田町の現在地へ移転し、四十一年三月には総合落成式を挙げた。校地六万七、八一〇^坪、校舎延べ面積一万二、七四八^坪、総工事費一億七、〇〇〇万円であった。

唐津商業高校は、大正六年に設立された私立唐津補習学校を母体として発展してきたもので、昭和四年県に移管されて唐津商業学校と改称した。十四年に現在地の元石町に移り、戦時中の十九年に商業科を廃して工業学校とし、鳥栖工業学校の土木科を移管された。二十一年に商工学校と改称して旧校名に近づき、新学制実施に当たつて機械・土木・商業の三学科と定時制農業とを統合して、唐津実業高校となつた。二十五年には全日制の農業科も増設したが、その後、三十七年四月に至つて農工・商の三学科は各分離し独立することになつて、商業科七学級は唐津商業高校と改称した。時勢の流れによつて商業科の志願者は次第に増え、五年後の四十二年には一八学級に達した。

嬉野商業高校は、鹿島高校の分校から独立し、三十六年四月全日制商業科の嬉野商業高校と改称し、施設設備の整備が行われ、四十七年一応の整備が完了した。校地四万二、三一七^坪、建物敷地一万七、八六三^坪を有している。